

令和7年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和7年9月17日（水）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	松山 貢	6番	牧野 牧子	11番	安部 大助
2番	村上 一	7番	齋藤 則子	12番	前田 芳樹
3番	西村 万里子	8番	村上 謙武	13番	石田 茂春
4番	脇田 千代志	9番	菊地 政文	14番	高宮 陽一
5番	山田 浩太	10番	西尾 幸太郎		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	農林水産課長	増本 直行
副町長	大庭 孝久	水産振興室長	曾我部 一彦
教育長	野津 浩一	建設課長	岸本 則和
会計管理者	齋藤 和幸	都市計画課長	石田 傑
総務課長	宇野 慎一	環境課長	原 秀人
危機管理室長	柳原 潔	エネルギー対策室長	野津 寿天
地域振興課長	橋本 博志	上下水道課長	村上 和久
財政課長	長田 寿幸	布施支所長	坂本 忠
施設管理課長	堀川 秀樹	五箇支所長	石橋 忠夫
税務課長	池本 繁樹	都万支所長	近藤 勝志
町民課長	和田 美由貴	中出張所長	黒川 直照
保健福祉課長	野津 千秋	総務学校教育課長	金井 和昭
住民福祉担当課長	広江 和彦	社会教育課長	中村 恒一
商工観光課長	藤野 一	中央公民館長	木瀬 高宏

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	田中 拳	事務局長補佐	齋賀 千春
--------	------	--------	-------

議事の経過

○議長（安部大助）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答方式で行います。

また、質問時間は答弁を含み 60 分以内となっておりますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行財政全般にわたり、執行機関に対し、疑問を質し、所信の表明を求めるものであります。

単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度内容等の説明を求めるものは控えていただき、併せて要望やお願い、お礼の言葉を述べることも慎んでいただきたいと思います。

また、再質問は簡明に行い、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、5 番：山田 浩太議員

○5 番（山田 浩 太）

おはようございます。本日トップバッターで一般質問させていただきたいと思います。

トップバッターなので、明るく元気に質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日 4 つのテーマで私からは質問をさせていただきたいと思います。

まず 1 つ目、「外国人による土地利用購入規制」についてであります。

令和 4 年に「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制に関する法律」が施行され、国においては自衛隊施設や国境離島など安全保障上重要な地域における土地利用の規制が進められております。隠岐の島町は日本海に浮かぶ国境離島に位置し、

安全保障上も極めて重要な地域であると認識しております。

こうした中で近年、全国的に外国資本による森林や水源地、港湾周辺の土地購入等が相次ぎまして、地域住民の安全や公共性の確保に懸念を持つ自治体も増えています。本町におきましても、同様の事態が起こり得るのではないかという危機感を私は抱いております。

そこで以下の点について伺います。

本町の条例や関連規則において、外国人による土地や建物の利用、特に公共性の高い土地や施設の購入について、規制や制限に関する考え方は盛り込まれているのかを伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今の山田議員の「外国人の土地利用購入規制について」の、ご質問にお答えいたしますが、まずは、日本におきまして、外国人による土地購入に対し、戦前には厳格な規制がありましたが、戦後は外国資本の導入が重要視され、その規制は緩和されておると認識しております。一方で、規制を強化する場合、国際的な協調も考慮しなければならず、非常に難しい問題であると思っております。

これらを踏まえ、議員の「条例に外国人の土地利用購入規制や制限を盛り込むべき」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、全国各地で外国人による土地や建物の取得が報道で取り上げられております。本町におきましても、他の自治体と同様に、重要土地等調査法に基づく「特別注視区域」では、事前の届出が必要となりますが、基本的に土地の取得についての制限は無く、外国人であっても自由に売買できる状況にあります。

しかしながら、重要土地等調査法に基づく「特別注視区域」及び「注視区域」につきましては、重要施設や国境離島などの機能が阻害される行為が認められた場合に、国により勧告や命令が行われることとなります。また本町の土地対策条例では1,000 m²を超える土地の開発につきまして、「公共に損害を与え、地域住民の生活を脅かすおそれがあると認められるときは、助言又は指導をすることができる」と定めております。このことから、取得した土地の利用に関しましては、一定程度の制限は可能であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

再質問させていただきます。

「特別注視区域」、そして「注視区域」について、私の方も調べさせていただきました。本町におきましては、全部で7か所、この「注視区域」というものが定められております。しかしながらこの「注視区域」の一部を申し上げますと、例えば海上保安署の近辺であるとか、空港の辺りですね、後は島、黒島であるとか、沖ノ島であるとか、本当に島の部分、こういった所が「特別注視区域」として定められているという風に認識をしております。

私が今回、懸念している点は、この「注視区域」の部分だけで、仮に外国人といいますか、外国資本による土地の購入や、利用により、町民の生活を脅かすような事態になったときに、この現在の区域だけではカバーしきれないのではないかという風に感じております。

再質問になりますが、こういった現状の中から例えばですね、この「特別注視区域」、そしてこの「注視区域」の拡大の要望であったり、そういったことを検討いただくことはできないものかということについてお尋ねさせていただきます。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

山田議員の再質問、「特別注視区域」及び「注視区域」に、国に対する拡大の要望する考えはないかということでございますが、先ほど議員がおっしゃったように、「特別注視区域」、「注視区域」については、山田議員が聞かれてる外国人への売買という部分では、特に国境離島としての、海上警備部分が重点に置かれてるという部分は否めないと思ってます。そういった意味では、ご質問のように、さらに内陸と言いますか、拡大を要望すべきだと言うようなお考え十分理解できます。

ただ、現段階では、拡大、要望も考えはございませんが、海上保安署とも、前回このことについては協議を行ってますし、いろんな面で、今は意見交換ができる状況にありますので、「注視区域」等についてはそういった形で今後も、関係機関との連携を十分していきたいと思っています。そしてまた、ご懸念の土地売買の部分ですが、これは先ほど申し上げましたように1,000㎡以上については、町独自の「土地対策条例」がございますので、ここでできる範囲で十分やっていきたいと思っておりますし、次の質問にも関連があらうかと思いますが、何よりも、住民の皆さんの意識を、山田議員と同じような部分が共有できればという風には考えております。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

次の質問に移らせていただきたいと思います。

「外国資本による土地等の購入における、町民生活への影響は」ということで質問させて

いただきます。町としまして、公共性の高い土地建物、山林や水源地について外国人や外国資本による利用購入、こういったものを町として現在どのように把握されているのかという点について伺わせていただきます。

また将来的にそういったケースが発生した場合に、町民の生活に影響を来す可能性についてどのように捉え、考えられているのか、そしてどのように対応を検討されているのか、この点について伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、山田議員の「外国資本による土地等の購入における町民生活への影響」についてのご質問にお答えします。

まず、外国人や外国資本による土地等の購入の把握につきましては、不動産登記簿により確認できる場合もありますが、完全に把握することは不可能な状況にあります。また、利用状況の把握につきましては、重要土地等調査法に定める一部の範囲、もしくは土地対策条例に定める一定の規模に課せられた届出により把握することとなります。

次に、町民の皆様の生活基盤へ影響を及ぼす事案が発生した場合の対応につきましては、国土利用計画法や土地対策条例などに基づき、公共の福祉が最優先されるよう、事案が発生した時点におきまして、できうる限りの取り組みを行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田 浩太）

ご答弁いただきました。不動産の確認、完全に把握することは不可能であるということで、難しいものであるであろうということは私も予測をしておりました。その中で再質問を1点いたします。

町長のご答弁の中でですね、「公共の福祉が最優先されるよう、もし事案が発生した時点において」という答弁がひとつ、私の中で引っ掛かっております。

こういった可能性、現状大きな問題として本町にこの外国人問題はないであろうという風に私自身も認識をしております。ですが今、この数年ですね、特にこの2、3年全国的に皆様ご承知おきのとおり、こういった問題が全国各地で起こっております。本町はこの国境離島、安全保障の観点から見ても、いつそういった状況になってもおかしくない状況であるという風に私は考えているんですけれども、これが「事案が発生してから」ということにおいては非常に遅いのではないかなという風に思っています。

現在の他自治体での事例を見ていきますと、やはり、これもう問題が起こってしまっただけから対策を講じることは非常に難しい、そういった問題であるのではないかという風に思っております。そういったことから、ぜひ事前に抑止対策、こういったことを行った上で町民が不安等を感じることもなく、安心して町民生活を過ごしていただける、そういったまちづくりをやっていくのも一つの、この町長として重要ではないかと考えているのですが、お考えのほうを伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

それでは再質問の事案が発生した時点での対応は遅いんじゃないかというご指摘、ご質問だと思いますが、おっしゃるとおり発生したから直ぐ解決する、取り組みに向えるかといったら難しい面もあると思います。そこはおっしゃるとおりですが、どのような事案が発生するかというものが、未だこの町では想像がつかない。

以前、同じようなことで北海道の中国人による水源地の売買購入取得。そして、壱岐における外国人の土地の売買ということで、本議会でも答弁したことがございますが、こういったことは、先ほど申し上げましたように、皆さんにできる限り、まずは周知していくことも抑止対策の一つかという風に思っています。

現時点でおっしゃることは十分理解できますが、発生してからの対応が遅いというのは、そのとおりだと思いますが、こういった形でこの町に、そういう問題が起きるのか、まだまだ予測がついておりませんので、今後引き続き、こういった形でこれを対応していくかということは検討してまいりたいと思います。

まずは、こういった機会を通じて、町民の皆様にご理解をいただく、これが最優先かと思っています。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

質問はこれにて終わろうと思うんですが、私が懸念している点で言うと、というよりも事例として起こったことかというと、一つは不動産関係、例えば賃貸住宅ですね、都会の方、埼玉や福岡であった一例を申し上げますと、不動産のマンションを外国資本が購入して、オーナーが変わったことによって、例えば家賃自体が、賃貸の家賃が2倍、3倍と跳ね上がったとか、そういった事例があります。あとは、やはりインフラ関係ですね。これはもう生活に直結していく部分でありますので、今町長のお話にもあったように、水道であったりですか、生活インフラに関わることでですね、こういったことっていうのも現に、現実として起こ

り得るということをですね、今一度、認識いただいて、今後、この件についても検討いただきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

観光交通道路の整備についてであります。この夏もたくさんの観光客や帰省客が本町を訪れて、大きな賑わいを呼びました。観光客の中には、初めて、この隠岐の島を訪れる方もいらっしゃいますし、毎年この時期に来ることを楽しみにされているという方々もいらっしゃいます。私もこの夏はたくさんの観光客の方とお会いしてお話をする機会があったんですが、皆様が最も隠岐に来て楽しみにしていることの一つに、この隠岐の大自然、景観、こういったものがあるのではないかという風に思っております。

この質問をさせていただくにあたりまして、先週から時間をかけて改めているいろんな地域を回りました。島中、東から西まで回ってみたのですが、本当に改めてですね、この隠岐は素晴らしい場所がたくさんあるんだなということを感じた次第であります。

しかしながら、この観光地として人気のあるスポットにおきまして、道路整備であつたりとか、景観維持の管理が十分に行き届いていないと感じる場面、そういった場所というのが多々あるというそういったご意見、声を聞く機会がございました。

私自身も実際に自分の足で回ることによって、やはりそのように感じたこともありますし、非常に残念なのは、実際に隠岐に来られて、楽しみに来られた方々が少し残念な思いをされてしまうこと、こういったことが非常に私自身も残念に感じてしまう点であります。

例えばなんですが、幾つか例を挙げさせていただきたいと思いますが、大久の方の「黒島展望台」です。あの辺りも「展望台」という看板があつて、そして「案内板」もずっと出てるのですね、あと10km先が黒島展望台であるとか、そういったものが布施方面からも西郷方面からも出ているんですが、いざ行ってみると今はですね、もう草が生い茂ってしまつて、私の背丈近くまであります。中まで入っていくことができないんですね。展望台としては、これは機能していないんじゃないかという風に正直感じてしまう点があります。あと、津戸にあります「乙女子海岸」、ここは非常に観光客に人気のスポットになっておりまして、特に夕陽が沈むときにですね、ここで写真を撮るのがすごく綺麗だということで人気の場所になっているんですけども、この海岸に下りるまでの間の道自体がそもそも細いんですね。離合するのもちょっと難しい状態なんですけど、道路の中に大きな穴が空いていたりとかしまして、非常に危険な状態ではないかという風に感じております。他にも実際に見て私がいくつ

か感じている点があるんですけども、やはりこういった「観光ガイド」であつたりですか、「Google マップ」ですね。今の若い方々は観光する場所をスマホを片手に、Google マップに載っているところを探して、訪れるという方々が多いという風に認識していますが、そういった場所が、せっかく訪れたにも関わらず、快適な観光体験をすることができないということですね、また次も隠岐を訪れたいというような、そういった気持ちを削いでしまうという、そういったきっかけになるのではないかという風に感じております。

こうした状況を踏まえまして、本町として観光地としての環境保全であつたりですとか、道路整備、こういったものに対して積極的に取り組む必要があるという風に私は感じていますが、町としてのご意見を伺わせていただきます。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、山田議員の「観光交通道路の整備」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町の基幹産業であります観光業にとりまして、本町の景観は、文化や風土と共に貴重な資源であると認識しております。そして人気の観光スポットを結ぶ道路におきましても、快適に観光を楽しんでいただくための重要なアイテムの一つであると考えております。

観光地へ通じる幹線道路につきましては、行政において道路に繁茂する立木等を伐採し、地域住民の方々のご協力により、路肩付近の除草や清掃を実施してきたところであります。

一方で、遊歩道などにつきましては、道路管理や景観の維持が行き届いていない箇所があることも認識をしております。

観光スポットまでの遊歩道等の整備や環境保全につきましては、限られた予算の中で、全て実施することは現実的に厳しい状況であります。当面の間、通行に支障がある場合に都度対処してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

今、町長のご答弁にありましたとおりですね、幹線道路については本当にこの町はですね、ものすごく綺麗に整備されているなという風にも感じております。逆に本当に、どこももう綺麗すぎだというぐらい整備が整っているなという風に感じていますし、実際にそういった声も聞いたことがあります。

答弁の中であつたように、限られた予算の中ではすべて実施すること、当然難しいことであるという風に思っております。もう1つ再質問をさせていただきますが、もちろん限られ

た予算でありますけれども、例えば私が一例挙げさせていただいた場所等がありますが、改めてですね、ぜひ現状を今、執行部担当課の方でも認識はいただいているかもしれませんが、現状をぜひ一度調査していただいた上で、来年夏のシーズン、やっぱりこんな悲しい思いをしたくないというか、させたくないという思いも非常に強くあります。観光客や訪れた方々に対してですね。

そういったところからですね、ぜひ来年度の予算の中にこういった観光という観点における予算編成を、少し優先度を持って入れていただけないかという風に思うのですが、如何でしょうか。

○議長（ 安 部 大 助 ）

山田議員、今のは要望になりますので、予算編成に関する町長の考え等を聞くようにしていただけますか。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

はい。すいません失礼しました。

町長の予算編成に関するお考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

新年度予算に対する、こういった観光道路の予算編成についてどう考えるかということだと思います。まず、おっしゃるとおり現状の調査を改めてやるべきであろうという風に思います。

ただこの遊歩道の定義が、山田議員がおっしゃる新たなスポット、それだけ時代も変わってくるのでしょうか。以前と違った部分の自分たちが作った道路、そこをもう遊歩道として我々が、行政が手を入れるべきなのか、しっかりそこも検討しなければならないという風に思ってます。

良いスポットになったから、みんなが来てるからだけでは、行政がやるべきなのかというのはちょっと違うのかなと思っておりませんが、実際に今申し上げたように、現状調査の上、判断をしたいと思います。

そして、新年度の予算編成については、議会の皆さんにお世話になって、ここ2年は大型の予算を組んでいただいているのが幹線道の道路、伐採等に数千万というようなかたち、こういった部分がございます。調査の上で、出来る範囲ということは申し添えますが、予算編成には考えながら当たりたいと思っています。ただ、ここでもう一点、予算編成にあたって

は、やはり、このまちに対する優先度を十分考えての上ということでご理解いただきたいと思います。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

前向きに検討していただけるという風に捉えております。町長おっしゃるとおり、優先すべきは町民の暮らし、そして町民の方々の生活というところにあると思いますので、いろいろたくさんの予算編成の中、大変かと思いますが、ひとつご検討いただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

「パブリックコメント制度の運用と課題」についてでございます。

本町では令和元年から、パブリックコメントの制度を導入しております。これはですね、国におきましても平成17年度から始まっている比較的新しい制度でありまして、現状ではまだ一般にはそれまで認知が広まっていないものかと想像しております。

本制度はですね、本町における政策の形成過程において、町民参加を促す重要な手段のひとつであるという風に私は認識をしております。

一方でこの運用というものが、実際に町民参加に繋がっているのか、制度として機能しているのか、という点で、疑問の声も聞かれています。その理由といたしましては、例えば意見を募集した、そういった公募が行われているという存在自体が、十分に知れ渡っていないでありますとか、意見を提出したにも関わらず、また、したけれども、その後、どのように扱われたのかが分かりづらいと。さらに提出するまでのハードルが高いなど、そういったものが挙げられるという風に考えております。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

一つ目は「制度の周知、参加促進について」であります。現在の周知方法は極めて限定的でありまして多くの町民が制度の存在すら認知することができていないのではないかとこの風に考えております。これでは、形式だけの制度運用という風に言わざるを得ません、言っても過言でないのではないかとこの風に思っております。現在、町が実施しているパブリックコメント制度の周知方法と、その効果について、そして、町としてどのように評価をされているのかという点について、お伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の山田議員の「パブリックコメントにおける制度の周知と参加促進を図るべき」についてのご質問にお答えいたします。

まず、周知方法につきましては、パブリックコメントを行う計画毎に、意見を募集する旨を「ホームページ」で公開し、あわせまして、同様の内容を全戸に配布する「お知らせ便」への掲載を行うこととしております。なお、お知らせ便への掲載につきましては、本年3月に実施したものから「パブリックコメント」に変え、「意見公募」という名称を使用しております。周知の方法につきましては、他にもあるかとは思いますが、「極めて限定的な周知方法」であるとは考えておりません。

次に、パブリックコメントの効果につきましては、「行政の透明性の向上」、「町民参加の促進」、「政策の質向上」、「説明責任の履行」の観点から、一定の効果があると考えております。しかしながら、提出される意見の数等を考慮すれば、周知の方法について、改善の余地はあると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇5番（山田 浩太）

パブリックコメントを「意見公募」という名称に変更されているという点については、今初めて知りました。非常に良いと思いました。「パブリックコメント」という言葉自体が非常に分かりづらいものですので、こういった言葉に置き換えられるのは良いのではないかなという風に思います。

ちょっとこれはひとつ要望になるかも知れませんが、おそらくホームページで、はまだ「パブリックコメント」という言葉になっているのではないかなという風に思います。もし訂正されていたら申し訳ないですが、ぜひ「ホームページ」の上でも統一していただく方が、「これはまた違うものではないか」と認識してしまう方もいらっしゃると思うのです。ぜひ、表現や表記等、「意見公募」というこの分かりやすい言葉に統一された方がいいと思いますので、ひとつ要望として挙げさせていただきます。

次の質問に移ります。

現状の「パブリックコメント」とこの場ではちょっと言いますが、このパブリックコメントが1件も意見が提出されなかった件数、そしてこれまでの実施件数の割合についてお伺いさせていただきます。

私が調査したところによると、これまでに1件も意見が提出されなかった案件というのが存在しているようでした。町民生活に大きく影響を及ぼす重要な計画、町がやっていく、推し進めようとしている計画でありながら、これに対して町民の意見がゼロであったという事実は、制度が形骸化していることを示しているのではないかなという風に考えております。

そこですね、これまでに実施されたこのパブリックコメントの実施件数と、そのうちに1件も意見がなかったと、意見が返ってこず、0件であったという割合、その割合についてお伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、山田議員の「パブリックコメントにおいて1件も意見が提出されなかった件数とその割合」についてのご質問にお答えします。

本町におきまして、パブリックコメント実施要領策定後に行ったパブリックコメントは、把握できる範囲で19件でございました。その内、意見が提出されなかった計画は7件であり、率にして36.8%を占めています。

一方で、「意見が0件」と「制度の形骸化」を直接結び付けることは、いささか無理があると考えております。計画の素案策定段階におきまして、外部の有識者や町民の皆様、そして計画策定支援を生業とする業者の方々に、お力を借りて策定した計画に対し、根底を覆すような意見はもちろんのこと、語句の修正などの意見が無いことは十分に想定されますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

明確に数字でお答えいただきました、非常に理解いたしました。

次の質問に移ります。

逆に町民の意見が反映された事例というもの、このパブリックコメント等に町民から寄せられた意見というものが反映された事例について、お伺いしたいと思います。

これまで町民から募った意見が反映された案件についてですね、事例につきまして、こちらは一例でも構いませんので、こういったものがあつたのか、そういったものをお示ください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、山田議員の「パブリックコメントにおいて町民の意見が反映された事例」についてのご質問にお答えします。

一例で申し上げますと、第2次隠岐の島町総合振興計画策定の際に行ったパブリックコメントでは33件のご意見をいただいております。内、計画案の修正に至ったものが2件、今後の事務の参考にさせていただいたものが31件ございました。修正の内容につきましては、「協働によるまちづくり」のKPIに掲げる「まちづくりの計画策定への町民参加率」におきまし

て、計画を限定するのではなく、全てのまちづくりの計画において、町民の皆様に参加していただくよう修正を施しております。

また、今後の事務の参考とさせていただいたご意見の中には、段ボールや古紙の資源ごみ収集の頻度について言及されたものがあり、早速施策に反映させていただいたところでもあります。いずれのご意見につきましても、本町としての考え方をまとめ、ホームページに掲載しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇5番（山田浩太）

実際の事例等でご紹介をいただきましたが、このダンボールや古紙の資源ごみ収集の頻度という点等も施策に反映されているということで、やはりこういった事例、実際に町民から挙げた意見を取り入れたものというのは、おそらくこういったホームページに掲載等でお知らせをされているのかも知れませんが、大々的に通知していただきたいという風に要望いたします。

やはり、自分の意見が通ったとか、実際に叶ったとか、かたちになったっていうそういった物がですね、より次のこういったパブリックコメントであつたりとか、意見を寄せるという次の行動に繋がっていくし、そもそもこの町民たちの喜びであつたり、一緒にこのまちづくりをしているという実感に繋がっていきますので、ぜひ、そういったところもご検討いただきたいという風に思っております。

次に、最後の質問に移らせていただきます。

「意見の提出方法の見直し」についてという点でお伺いさせていただきたいと思います。

現在、このパブリックコメントを実際に公募を見て参加しようとしたときに、意見の提出方法として一つ目が実施機関が指定する場所への持参、二つ目が、郵便、郵送ですね、そして三つ目が電子メール、四つ目がFAXという方法がございますが、これらは人によっては提出のハードルというのが非常に高く感じる方がいらっしゃるのではないかとこの風に思います。また、時代のニーズとも必ずしも一致していないものではないかと、そういったものになっていないかという風に感じております。

ここで一つご提案といいますか、改善案といたしまして、この6月からですね実際に運用が始まりました「隠岐びとチャンネル」、こういったものを通じた意見募集でありますとか、もしくは町の公式LINEですね、こういったものを活用して「意見箱」のようなものをLINE上に設置する等、そういった様々な提出方法、時代のニーズに合った提出方法を見直しをす

る、そういった考えが何かあるかについてお伺いをさせていただきます。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、山田議員の「パブリックコメントにおける意見提出方法の見直しの考え」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町における意見の提出方法は「持参」、「郵便」、「電子メール」及び「FAX」に限定しております。これは、ある程度責任をもったご意見をいただきたいことから、国や他の自治体と同様な手法で行っているところであります。

ご提案をいただきました、「町公式LINE」や「隠岐びとチャンネル」につきましては、パブリックコメントを行える仕様に構築されていないことから、現時点におきましては意見提出の方法として活用することは困難であると考えております。しかしながら、多くの町民の皆様は町政への参加を促すという観点から、パブリックコメントの「周知方法」としては活用できるものと考えております。

今後さらに、町民の皆様の町政への参加が活発になるよう、周知の方法につきまして検討を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

はい。ちょっと時間がなくなってきたので最後の質問四つ目の質問に移らせていただきます。

「子ども子育て支援事業計画」についてであります。本町では、令和6年度から令和10年度までの5年間を対象とする「第3期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画」が策定されております。この計画は、子育て世帯が安心して暮らせる環境づくりを進めるための大変重要な指針であり、町の将来を担う子どもたちとその家庭を支えるために、具体的な施策等が示されております。

しかしながら、計画策定のために実施された「町民アンケート」の調査結果、こちらを見ますと、子育て支援に対する町民の満足度や評価が思った以上に少し低いのかなと、そういったことが浮かび上がっており、私はこれを深刻な事態、問題であるという風に受けとめております。

例えば、子育て支援制度や相談体制に関して、「満足している」、「やや満足している」と答えた割合、これは約3割にとどまりまして、「あまり知らない」、「利用したことがない」とそういった回答が多く見受けられます。また、出産後の支援や保育サービス、子育て情報の入

手手段などに関しましても、町民が十分な情報や支援を得られていない。もしくは伝わっていないといった実態が浮き彫りとなっております。

そこで、町としてこの調査結果をどのように受けとめ、今後どのように改善を図ろうとしているのか、以下の点についてお伺いいたします。

一つ目ですが、「町民アンケート調査結果の評価と課題の捉え方」についてであります。町民アンケート結果に対する町の認識と課題の捉え方について、町の「子ども子育て支援」の取り組みに関する満足度が現状低いと言わざるを得ない結果、この結果を受けまして、町としてどういう風に評価をしているのかお答えください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、山田議員の「町民アンケート調査結果の評価と課題の捉え方」についてのご質問にお答えします。

本年3月に策定いたしました、「第3期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画」につきましては、教育・保育サービスと国の定める20の地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定めた計画であります。

本計画を策定する上で、就学前の児童がいる全世帯、小学生児童がいる全世帯、母子健康手帳の交付を受けている妊婦の方へニーズ調査を行いました。

ニーズ調査の結果によりますと、子育て支援に関する各種サービスの認知度が6割から7割程度となっており、本町からの情報発信の在り方が課題であると考えております。

これまでは、広報誌やホームページ、個人への文書による通知で周知を行ってまいりました。ニーズ調査の結果を踏まえ、今後につきましては、ホームページのリニューアルに合わせ、子育てサービスをまとめたページの新設や、スマートフォンの「子育て支援アプリ」を活用した情報発信も検討しております。引き続き、本町の子育て支援についての理解を深めていただけるよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田 浩太）

子育て支援に関するサービスの認知度が6割から7割程度ということで、町長から情報発信の在り方が課題であるという風にお答えいただきましたが、ホームページのリニューアル、子育てサービスをまとめたページを新設するという風に答弁いただきました。これに非常に期待をしております。

ぜひ、広く周知いただきまして、さらに、より分かりやすさというのも同時に求められて

くるものになってきますので、ぜひこの点も、リニューアルに合わせて取り組んでいただくよう要望させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。「子育てにかかる費用の経済的支援の拡充」について伺います。

今回この本調査の対象である、就学前の児童の保護者、小学生児童の保護者、そして妊婦さんという、この3つのカテゴリーというか属性に分けられて調査をされていますが、それぞれが隠岐の島町において、重点的に取り組む必要性が高いと思う施策という項目の「アンケート」に対して、いずれの回答結果を見ましても、子育てにかかる費用の負担など、経済的支援これらを求める声が際立って目立っており、特にですね、妊婦さんにおきましては、この経済的支援を求める声が81.8%という風に突出して高い数値が出ておりました。

これはですね、離島であるために出産で本土に渡る機会が多いため等が挙げられるのではないかという風に想像しております。本町でもすでに子育てや出産に関する支援、こういったものを実施している、やっているというのは私も十分承知しておりますが、実際この町民からの「アンケート」で出た結果を受けて、どのように充実する考えをお持ちであるか伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、山田議員の「子育て・出産にかかる費用の経済的支援の拡充」についてのご質問にお答えします。

出産に関する費用につきましては、妊婦健診費用と分娩費がございます。妊婦健診費用は、一般的に妊娠初期から出産までに必要とされる14回分までを本町が負担しております。また、分娩費につきましては、50万円までは「出産育児一時金」として、加入している保険者が負担する仕組みとなっております。あわせて、本町におきましては、医師が本土での出産が必要と判断した場合に、「島外出産助成金」として交通費及び宿泊費の助成を行っております。

その他の子育てにかかる本町独自の経済的支援策としまして、保育段階におきましては、第2子以降の保育料及び3歳以上児の副食費の無償化を実施しております。また、小学校入学以降は、給食費の保護者負担額軽減、小学校・中学校入学時の体操服等の入学準備品支給、各種大会への参加費や修学旅行費の助成などを実施しております。あわせて、18歳までの医療費を無償化するなど、本町といたしましては、子育てのステージに応じ、現在できる限りの経済的支援策を実施しているところであります。

ニーズ調査の結果を見ますと、就学前児童及び小学生児童の世帯では、「子どもが2人以上いる」と回答した方の割合が80%を超えており、子育てしやすい町と思っていただけている結果ではないかと考えているところであります。引き続き、子育て支援に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田 浩太）

私も今ご答弁いただいた内容を見まして、決して本町のこの子育て支援というものが足りないという風には、私は個人的にはあまり感じておりません。十分にあるなという風に感じております。

ただ実際にこの「アンケート」の結果として、このような回答が出ているということはですね、やはり先ほどもありましたが、やっぱり町民さんにやっぱり知られてないんじゃないかなっていうのを一番懸念しております。これはですね、むしろこの「移住施策」にも使えるぐらい充実した内容であるという風に思っておりますが、この子育て制度に、支援制度にかかわらずですね、ひとつこの本町の特色といいますか、情報発信というこの課題があるものだという風に思っておりますので、ぜひ広く子育て世代そして妊婦さん、そしてこれから出産を考えていらっしゃる方々に広めていただきたいと、そういう風をお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（安部 大助）

以上で、山田 浩太議員の一般質問を終わります。

次に、3番：西村 万里子議員

○3番（西村 万里子）

改めまして、おはようございます。

質問の前に一言話をさせてください。私、西村は、6月の定例議会の折、体調不良のため欠席することになり、町民の皆様をはじめ関係者の方々に大変なご迷惑とご心配をおかけいたしました。この場をお借りしましてお詫び申し上げます。

今後は、体調管理に気を付けて、町民の皆様からの負託に応えるよう努めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは通告にしたがいまして、質問に入らせていただきます。

「災害対策」について、迂回路を整備する考えは。

近年地震や集中豪雨による土砂災害、また自然火災等による被害が各地で多発し、その規

模も大きくなっているように思います。本町でも、8月11日から12日の未明の集中豪雨により、西田地区の幹線道路が一部大きく崩れ、全面通行止めとなりました。

加茂、箕浦地区の皆様からは通勤、通学は元より日常の生活に大変ご苦労なさっていたと伺っております。今回通行止めとなった幹線道路は、今まで何度も豪雨のたびに法面が崩れ、長期に渡る片側通行を強いられてきました。この現場は盛り土で作られているところであり、豪雨になると崩れやすい状態だったと聞いています。

何度も繰り返しおきていた盛り土の崩壊。この様な状況であったにも関わらず、道路管理者の県は抜本的な対策をとらなかったのでしょうか。

住民の皆さまの多くが、また豪雨があった時にはこの様な最悪の状況になるだろうと不安を抱いていたと聞いております。迂回路を作るという協議はしてこなかったのでしょうか。都道府県と市町村は地域の住民の生命と財産を守る責務があります。また、町は、災害が発生したら県知事に対し災害状況の報告義務があります。この報告の際、工事の不備等災害の原因になっている可能性のある事項、災害の復旧や今後の対策に関する意見を県に提出し、伝えることで住民の安全確保や今後の再発防止にも繋がります。

このことは私が申し上げるまでもなく、町としてはもちろん分かっている事だと思いますが失礼を承知で言わせてもらいました。

住民の皆様からは、体調を崩しても救急車が来るまで命が助からないだろうとか、火災が起きても消防車が来るまで全焼してしまう、また今年は特に熱中症のためドクターヘリで搬送される人が多く、自分たちが熱中症になったら助からない等と、毎日不安で過ごしていたとのことでした。

幸いにも8月28日には復旧工事が進み「片側通行」ができるようになったようで、取りあえず皆様も安堵していることでしょう。しかし、復旧しても地盤が弱いためまた同じ災害が起きるのではと不安はぬぐい切れないと思います。

加茂方面から西郷に向かう住民にとっては、西田方面に向かう幹線道路が生活道路なのです。この道がまた「通行止め」になったら、再び都万地区まで大きく迂回するコースしかない現状では、地区住民の生活を大きく損ねる事は必定です。

そこで私は、別の方向から西郷へ向かう道路が必要ではないかと考えております。

平成14年6月の定例議会において当時の議員の方から、箕浦から岸浜間の道路建設をやるべきとの提案があったと聞いています。またそれ以前の昭和61年9月定例議会でも箕浦から

岸浜間の連絡道の必要性を提案されていたとのことです。箕浦地区は以前には二度もトンネル崩壊があり、他の地区へ抜ける道がなく船で加茂地区まで渡りどうにかライフラインを繋いだという苦い経験があります。現在は箕浦から加茂間に牧道ができていますが、そこも崩れて一時期通行できなかったとお聞きしました。現在は通行できるとのことで安心しております。しかし岸浜地区は県道から集落へ繋がる路線が1本しかないのです。もしその1路線が災害により不通になれば能登半島の災害と同じ状況になります。それは行政の大きな責任と言わねばなりません。箕浦から岸浜間の道路ができれば加茂方面からもつながり、西田經由西郷と、岬經由西郷の路線ができます。災害が起きてからでは遅すぎるのです。災害を予測し、問題点を直視して適格な手を打つことが重要だと思います。

地域の住民の生命と財産を守るため、国、県を動かしていただき、改善を図るべきものと考えますが、町としての責任ある回答をいただきたく質問させていただきました。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、西村議員の「災害対策」についてのご質問にお答えします。

まず、先月の大雨で、県道の一部が通行止めとなり、町民の皆様にご不便をおかけいたしましたこと、心よりお詫びを申し上げます。幸いにも、工事関係者のご尽力により8月末までに「全面通行止め」が解除となり、私自身、安堵しているところであります。

今回、「全面通行止め」となった西田地区の幹線道路につきましては、被災した翌日の8月13日には、島根県の担当者と迂回路の設置を含め、現地調査を踏まえ協議を行ったところであります。結果、通行止め解除までの期間を最優先に考慮し、今回の復旧計画が採用されたものであります。あわせて、既存の盛土を入れ替え、軟弱な地盤に対する対策を講じると島根県から伺っております。

次に、議員ご指摘の加茂・箕浦・岸浜・今津間を結ぶ連絡道についてであります。県営漁港関連道事業で連絡道を整備する計画があったことは承知しております。しかしながら、この計画が実現できる見込みがなくなったことを受け、本町といたしましては、各集落におきまして、既存道路の改良や防災対策を講じてまいりました。

依然として、本町には集落へつながる道路が1路線しかない集落が存在することは認識しております。今後につきましては、より効率的な道路整備に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（西村 万里子）

町長のお考えを伺いました。

再質問をさせていただきます。

先ほど町長も話されていましたが「県営漁港関連道事業」の件について、どのような事業なのか以前の資料からお話させてください。

町は昭和 61 年 9 月の定例議会での一般質問に対する答弁で、「他の省庁事業の中で昭和 63 年度を初年度とする『第 8 次漁港整備 5 か年計画』が策定されつつある。この中で新たな事業として不連続に散在する沿岸漁村の活性化を図るため、漁港を中心とした集落間の道路の整備を目的とした『広域漁港 漁村道事業』の制度化が長期的に考えられており、支庁漁港課、以前の課だと思いますが、ここにおいて今津、岸浜、箕浦、加茂各漁港間の連絡道整備について検討されている。今後これが実現に向けて働きかけをしていく所存である」と、答えられています。

先ほどの答弁で、町としてはこの計画が実現できる見込みが無くなったことを受け、既存道路の改良や防災対策を講じてきたと言うことですが、今回のような軟弱な地盤である道路の崩壊は、しっかりとした防災対策をとっていればこのような大きな災害は起きなかったのではないのでしょうか。

またこの計画が出来た時に、もっと踏み込んだ協議を行ってこなかったのでしょうか。

この事業が実現できる見込みが無くなったというのは、どう言うことでそのような結論になったのか教えていただきたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

どういった経過で、県営漁港関連事業が実現できなかったかというご質問だと思いますが、正直言いまして随分昔の話で自分も把握しておりませんが、今の隠岐の島町内では代から久見への漁港関連道がそういった事業だったと思っています。ただ、なぜ無くなったかというより、事業自体が省庁による廃止でなかったかという風に思っていますが、古くて自分の中では分かっておりませんで、正式な答弁にはならないと思っています。

○3 番（ 西 村 万 里 子 ）

再々質問はいたしません、少し話をさせてください。

隠岐の島町の財政難は重々承知の上で申し上げます。この連絡道は何十年も前からの地区住民の願いなのです。箕浦、岸浜間の全区間が岩山に阻まれ、大変な難工事になることも承知しております。町単ではとても出来うる工事ではありません。

町長並びに執行部の皆様のお力で国、県に働きかけ、実現に向けて進めてくださることを期待し、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、西村 万里子議員の一般質問を終わります。

ただ今から、10時55分まで休憩とします。

（ 本会議休憩宣告 10時41分 ）

○議長（ 安 部 大 助 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時55分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、2番：村上 一議員

○2番（ 村 上 一 ）

「日本共産党」の村上 一です。

私は今日、三点質問いたしたいと思います。

まず、一点目は「支所・出張所の強化」についてです。

本年6月定例会に武良自治会より提出された「中出張所を廃止し、中支所の設置を求める要望書」は隠岐の島町議会全会一致で「採択」されました。3年前の令和4年にも同様の内容で中地区区長会から「要望書」が出され、当時の隠岐の島町議会は全会一致で「採択」しています。しかし、中出張所の支所化については実現していません。

今回の「要望書」に対する武良自治会への町長の回答は要約すると、1. 現在、各支所も地方自治法に定める支所の要件を満たしていない。2. 業務内容については中出張所と各支所に大きな差はない。3. 支所・出張所については同等に取り扱うべき時期がきている。4. 名称を含む組織の変更は時間がかかる。5. 中地区の地域振興に向けてできることから実施する。6. 本年度より中出張所に集落支援員を配置した。7. 来年度は事務職員1名、地域おこし協力隊1名の増員を検討している。というものでした。

町長は「現在、各支所が地方自治法に定める支所の要件を満たしていない」と言いますが、合併当時のような人員と業務ではないにせよ、各支所も出張所もそれぞれの地域のためになくてはならない大事な仕事をしています。

私は、中出張所と五箇・都万・布施支所を訪問し現状を聞きました。役場本庁から遠い地

域の中にあつて、窓口業務の他、地域住民の要望を本庁に届け、所管内の各施設の管理、草刈り、行事の支援などにあたっています。地域住民からは、支所・出張所にはもっとこうして欲しいという要望も聞いています。

町長は6月定例会で私の「西郷港周辺まちづくり」の質問に対する答弁で、「隠岐の島町立地適正化計画」を示し、ここに図をもってきました。(パネルを見せる)

「隠岐の島町立地適正化計画」は冊子になっているのですが、この中にある図です。非常に分かりやすい図だと思いますので、これを使って説明させていただきます。

「西郷港周辺のエントランスエリア、隠岐汽船のところとか空港ですね。という場所と役場周辺のセントラルエリア」を、本町全体の心肺機能となるエリアとして設定し、本町全体へ波及することを目指している。都万・五箇・中村・布施地区は、地域拠点として重要な役割を担っている。地域拠点を対象とした地域振興事業については、各支所及び出張所が主となり進めている」と述べています。ですから私は、町長がよく言われる「住んで良かった」隠岐の島町にするには、支所・出張所をもっと強化するべきだと考えます。

私は、昨年12月定例会で同僚議員がおこなった「中出張所を廃止して中支所とすべき」という質問と町長の答弁も読ませていただきました。町長の答弁では、1. 地域の活性化を目指し、支所及び出張所のあり方を含め、検討を進める。2. 行政組織の見直しについては「行政組織検討委員会」で毎年検討している。3. 令和8年4月を目途に組織を見直すとのことでした。

そこで、町長にお聞きします。

一、全体的な組織の見直しは時間がかかるので、まず中地区住民の要求に応え、条例と規則を改正し、中出張所を中支所にするべきだと考えますが町長の見解をお聞かせください。

二、また、地域の活性化のためには、各支所を強化すべきだと考えますが町長の見解をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

はじめに、傍聴者の皆様へ誤解が生じないように、本町から武良自治会への回答内容、及び昨年の第4回議会定例会での高宮議員のご質問に対する答弁内容について一部補足をさせていただきます。

武良自治会への回答の一つとして、「業務の内容に大きな差はない」との要約ですが、「業務の量に差はあるものの」と前置きした上での回答であります。また、高宮議員への答弁で

は、「令和8年4月を目途に組織を見直す」との要約ですが、本件は保健福祉課の組織改編に限り答弁させていただいたものであることを補足いたします。

それでは、村上一議員の「支所・出張所の強化」についてのご質問にお答えします。

はじめに、中出張所を中支所にする件についてであります。武良自治会にご回答させていただいたとおり、「名称を含む組織の変更には時間を要する」と考えており、現状において早急に対応することは困難であると考えております。本件につきましては、本年第2回議会定例会での要望書の「採択」の状況を重く受け止め検討したところではございますが、現行の地方自治法の解釈におきまして、単に「出張所」を「支所」に名称変更することは適当でないとの判断から、このような回答をさせていただいたところであります。

次に、地域の活性化のための各支所の強化についてであります。地域を活性化させたい想いは議員と同じであります。その手法としては、行政のみならず、ありとあらゆる力を結集することが必要であり、公民館の民間運営もその一環としてスタートさせたものであります。今後につきましても、知恵を絞り地域の活性化を促していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村上一）

再質問を行います。二つあります。

まず、町長が、答弁された名称を含む組織の変更には時間を要するという回答に対してです。なぜ時間を要するのか。大きな組織改編であれば要すると思いますが、中出張所を支所にするということに、どうして時間が掛かるのかを、お聞かせください。

もう一つは、地方自治法の解釈において、単に出張所を支所に名称変更することは適当でないと答えております。私も地方自治法を勉強させていただきましたけども、どうして適当でないとされるのか、お聞かせください。

中地区の住民に町長が説明した内容を読んでも、中出張所は他の支所と同じように、やっぱりすべきではないかと住民の皆さん思っております。私も思うんですけども、なぜ地方自治法の解釈において、そういう風に考えられるのか。二点お聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

村上議員の再質問にお答えしますが、二点と言われましたが、なぜ時間を要するのかと地方自治法の解釈とは関連があると思いますので、一つとしてお答えさせていただきます。

まず、なぜ地方自治法の解釈において違うのかというのは、現在の中出張所が地方自治法

における「支所の要件を満たしていない」という、ここに特化すると思っています。時間を要する部分においては、その方向で重く受けとめ検討しております。「時間を要する」と言うのは、そこを決定したとき、またそれに当たって人員の配置、職員採用、まだまだもろもろの町としてやらないけんことも出てくると思ってますんで、まず、この要件を満たすためにどうしていくか、「出張所を支所にしない」とは今までも発言したことはないわけで、「時間を要す」という表現でお答えさせていただいてます。

○2番（村 上 一）

再々質問を行います。今、町長最後に「支所にしない」とは言っていないということですが、そうであれば、支所にする方向で検討しているという風に考えてよろしいでしょうか。

中地区の方に寄せた「回答書」を見ますと、今の布施、五箇、都万支所がどういう業務をやってるかというのが書いてあります。そして、中出張所がその業務全部出来ていないと、要件を満たしていないと言われましたけど、そういうことはよく分かりますが、人員にしても随分、町が付けてきているということも評価しています。それと、その地域に住む住民が何人いるかというような資料も町から詳しい資料が出ております。布施よりもはるかに多い人数、はるかに言ったら失礼ですけども、中地区に住民が住んでいて、先ほど見せた地図のように、同じように郡部に住民が住んでいるという状況がある中で、今、町長最後に言われましたけど、支所にする方向で検討すると、時間は掛かるがやりますと、早急にやりますというような回答ができないんでしょうか。それをお答えください。

○番外（町長 池田 高世偉）

支所にするという方向で早急に出来ないかという再々質問だと思いますが、申し上げましたように、今現時点で中出張所を支所にするということが、地方自治法でいう「適当でないもの」と解されているという事例がございます。そういった中で早急にということでお答えとするならば、「なかなか難しい」というのが正直な答えです。

どのように要件を満たしていくのか、ということになるかと思っています。ただ一点、先ほど最後に議員が言われたように、当初中出張所も2名体制から現在5名。来年、新たに正職員を配置するとプラスですね。現在、正職員3名というような中で、組織として拡充といいますか充実させるように人員配置は行ってきておりますので、今まで以上に、地域振興の業務はできると思ってますし、また、先ほどお答えしましたように、今まで中地区に無かつ

た「公民館」というものを、新たに中地区に設置するように一生懸命動いているようですので、できれば来年4月には、今までなかった中村に「公民館」を設置したいという風に取り組んでますので、出張所ひとつという、ひとつの名称でおっしゃる部分と、私は私なりに地域活性化に向かっては、しっかりと受けとめてやっていきたいと思ってますし、やっているつもりでもあります。

今後さらに、地域の皆さんにも名称もですが、名称云々より地域活性化に向かって取り組んでまいりたいと思います。

〇2番（村 上 一）

もうこの件については質問しませんが、先ほど町長が最後に言われた「要件を満たしていない」って言うことは、「要件を満たすようにすればできる」という風に解釈しますので、ぜひそのように取り組んでもらいたいと思います。

そのことは最初にパネルで見せた、各地域、中地区だけではなくて他の地域の人、やはり西郷の町部だけがどんどん活性化して、地域が廃れていくというか、どんどん衰退していくということを懸念しておりますので、町長の言う本当に「住んで良かった」まちというのを目指すためにも、町長の姿勢が問われるかなという風に思っております。

次の質問にいきます、「持続可能な移動販売車」についてです。

「らとこんた」の移動販売車が無くなってから、買い物弱者である郡部のお年寄りには困っていました。本年1月より、郡地区の小売事業者が移動販売車を運行してくれています。現在は火曜日に久見、代、北方、福浦、長尾田、蔵田、浜那久を回り、木曜日に津戸、伊後、飯美、布施、卯敷を回り、金曜日に西田、近石、真杉、南方を回るルートで週3日、移動販売をしてくれています。私の母も毎週利用させてもらっています。

この移動販売は、単にお年寄りが直接品物を見て自宅近くで買い物ができるということだけではなく、近所の人が集まり、コミュニケーションをとることができるなど、大切な役割も果たしています。老人福祉施設から来て欲しいという依頼があれば応え、ひとり住まいのお年寄りから家^{うち}にも来て欲しいと言われればルートを増やし、今度はアイスクリームを持ってきて欲しい等の要望が出れば、冷凍庫を特別に設置して、その要望に応えているそうです。

しかし、その小売業者にお話を聞くと、町からの補助は受けてやってはいるものの、いつまで出来るだろうかということでした。

そこで町長にお聞きします。移動販売車事業は、買い物弱者対策としてなくてはならない

ものだと考えますが、事業者との連絡を密にして町の補助を改善するなどが必要ではないでしょうか。また、一事業者任せにするのではなく、町が責任を持って持続可能な取り組みとなるようにすることが必要だと考えますが、町長の見解をお聞きます。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上一議員の「持続可能な移動販売車」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、郡部のご高齢の方はもとより、買い物弱者の方々にとりまして、移動販売車事業は生活インフラの1つであると認識しており、継続して事業が実施できるよう、助成制度を創設し取り組んでいるところであります。

しかしながら、街部からの新規運行のご要望や、郡部からの販売回数を更に増やして欲しいなどのご要望が多くあり、既存の事業者のみでは到底対応しきれない状況になりつつあります。

本町におきましては、特定の移動販売事業者に過度な負担が生じないように、以前より、「生活協同組合しまね」が実施する宅配サービスへの支援や、福祉タクシーの利用促進など、多方面から買い物弱者の方々への支援を行っているところであります。しかしながら、各地域の小売店も高齢化や売り上げの低迷により閉鎖するなど、解決すべき課題も増える傾向にありますことから、最善の解決方法を見極め、課題解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村 上 一）

移動販売事業については、今、町長答弁してもらいましたが、最善の解決方法を見極め、課題解決に取り組んでいくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

三番目の質問にまいります、「小中学校のあり方」についてです。

私は、6月定例会で小中学校の統廃合について「一般質問」をしました。教育長の答弁では、「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会で議論された結果を踏まえ、次期計画の策定に当たる」ということでした。また、「小中一貫教育については、現在行っている小中学校の連携をより一層充実させるということ、子どもたちの環境整備と地域の活性化等については、町長部局とも検討していきたい」ということでした。

その後、8月19日には総務教育民生常任委員会で、岐阜県山県市の教育委員会を視察してきました。ここにもう1つ「パネル」を用意しております。（パネルを見せる）

山県市は3つの町が合併してできた市で、山間部には複式学級の小学校もありますが、3

つの中学校と9つの小学校を統廃合せずに多様な学びを実現する取り組みをしています。この図がパッと見たら分かりやすいのでこの図を使ったんですけども、「山県教育ビジョン2025」です。上のほうに山県高校があって、下に中学校が3つ、その下に小学校が9つあります。で、この中学校区ごとに本当は町があって、それが合併して1つの市になったということで、実際に岐阜県に、8月19日行ってきましたけれども、岐阜市のすぐ北にある山県市で、名古屋から岐阜までは平地がずっと続いてるんですけども、広い濃尾平野があって山県市から山へグーンと上がっていくという、すごい山深い市でもあります。ですから山の方の小学校、中学校、本当に子どもが少ないというところもあるという状況でした。全然面積はそんなに変わらないんですけども、市と町ですから隠岐の島町と比較にはならない部分もあるんですけども、過疎化が進んでいる地域を抱えているという点では似ているかなという風に思っています。今紹介しているところです。

山県市の「学校適正化規模基本方針」は、子どもの人数の問題ではなく、一人ひとりの子どもの学びに軸足を置き、多様な学びが選択できる学習環境を整えるための、適正規模化であり、現有施設の有効活用を基本とするというものでした。具体的には、「山県教育ビジョン2025」に書いてありますが、普段は自分の学校で勉強し、体育や音楽などは隣の学校と合同授業を行い、小学校5、6年生の英語は中学校に行って、英語専科の先生に教えてもらうなど小中一貫教育も取り入れていました。合同授業や小中連携をすることで、教員も二人体制で授業ができたり、研修ができたりもしていました。

学校統廃合したら、教員の数が減りますが山県市は小規模校でも地域の学校を残すことで、教員の数を減らさずに、多様な学びを保障していました。そして学校は、子どもの可能性の伸長を担い、地域は学校の課題を支援し、教育委員会は教育の質を担保するという「三位一体」の役割分担をしていました。さらに、山県市全体を一つの学園とみなす、「山県学園構想」や「山県市子育て応援条例」などを策定して、市、保護者、地域住民、学校及び事業者が子どもを応援する体制を作っていました。

中学校の部活動も「地域クラブ活動」に移行することで、小中学校の教員が15時30分、授業が終わってからですけど、授業が終わったら子どもたちはその地域クラブに行きますので、学校でクラブをやるわけで、部活をやるわけではなく先生たちは15時30分以降は授業準備をしたり、校務を行ったりできますし、また、スポーツの専門の先生は地域クラブの指導に行ったりできるという、そういう体制にしていました。

そこで教育長に伺います。仮に「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会」が報告したとおり、中学校2校、小学校2校になった場合に、合併しなかった場合と比べて、教員の数はいくら減るのでしょうか。また、この山県市の取り組みは隠岐の島町でも参考になる部分があるのではないかと考えますが、教育長の見解をお聞きます。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の村上 一議員の「小中学校のあり方」についてのご質問にお答えします。

まず、仮に「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会」が報告したとおり、中学校2校、小学校2校になった場合に、合併しなかった場合と比べて教員の数はいくら減るのかについてでございますが、統廃合した場合の時期を検討委員会からの報告にありますように、小学校については令和13年度、中学校については令和11年度でとらえますと、教諭及び講師につきましては、小学校では22名。中学校では15名の減員が予想されます。また、校長、教頭、養護教諭、事務職員につきましても、各々6名ないし7名の減員が予想されます。

次に、山県市の取り組みは、隠岐の島町でも参考になる部分があるのではないかと考えるか如何かについてであります。他自治体の事例としまして、岐阜県山県市の取り組みをご紹介いただきました。山県市は様々な面から教育を考えておられ、私といたしましても学ぶ面は多くあると感じたところであります。

本町におきましても、以前から小学校間での交流学习や地域との交流活動を行っており、今後も可能な限り実施してまいります。なお、学校、地域、教育委員会の役割分担につきましては、統廃合するしないにかかわらず重要であります。現在も各学校で地域コーディネーターの方にご協力をいただくなど、地域との連携を推進しております。今後も役割を明確にしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

中学校部活動の地域移行につきましては、本町でも検討委員会を設置し、この町にあった部活動のあり方を議論してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○2番（ 村 上 一 ）

今の教育長の答弁に何点か再質問がありますので、一つずつお聞きしたいと思います。

まず、合併した場合としない場合で教員の数はいくら変わるのかという質問に対する回答です。

教諭、講師については小学校で22名、中学校で15名、合わせて37名が今よりも少なくなるという、大変たくさんの先生がいなくなるという回答だったと思いますが、その後に、校長、教頭、養護教諭、事務職員についても各々6名ということは、校長、教頭、養護教諭、事務職員がそれぞれ6名ないし7名、少なくて6名としても6×4で24名が減るということによろしいでしょうか。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

そのとおりでございます。6名ないし7名というこの表現がですね、今、北小学校は事務職員がいませんといった学校の規模によって配置できてない。配置基準によって配置できてない職種もありますので、こういった答弁をさせていただきます。よろしくお願いします。

○2番（ 村 上 一 ）

そうすると、先ほど確認しましたが実際に授業する先生は37名、そして校長、教頭、養護教諭、事務職員それぞれ6名ずつとして24名、合わせて61名の学校の職員が合併することによっていなくなるという計画だと思います。

これから庁内でも今、次の計画の策定委員会を作って動き出していると思うんですけども。今まで、この3月に提出された「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会」から出された報告、それからその「議事録」もすべて読ませていただきましたけども、9回行われた会議の中で委員の中からたくさんの懸念も出ていたと思います。結果、結論としては小学校2校、中学校2校という結論が出てはいますけども、議論の過程でいろいろ出ていた、こういう風にすることで地域はどうなるんだとか、それから小学校はできるだけ近いところにあった方がいいんじゃないかとか、いろんな意見が出ていたと思います。

そして、子育て世代がこの西郷の街部に学校が集中することで、郡部から子育て世代がだんだんいなくなっていくんじゃないかという懸念も委員の中から出ていたと思います。隠岐の島町は、もうずっと「ふるさと教育」に力を入れてきて、小規模校でも地域の人たちと一緒に子どもたちを育てるという取り組みをしてきた実績がありますので、ぜひ、この山県市の取り組みも含めて、あくまでも3月に出たこの「検討委員会の報告」というのは、たたき台だと。もちろん、随分時間をかけて議論しているのは分かりますので、それを尊重した上で、その時に出たいろんな意見を解決するためにも、もっとこういうやり方があるんじゃないかということを、今後検討していつてもらいたいと思いますが、教育長の見解をお聞きします。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

はい。「隠岐の島町立小中学校あり方に関する検討委員会」の報告を受けたことがベースにはなると、尊重するということは前から申し上げたとおりでございますが、この受けとめ方といいたいでしょうか、今後の進め方についてですが、村上議員からも言われましたとおり、多くの教職員の働く場が失われるということについては、私もこの町にとって大きな影響があるということは承知しております。隠岐採用の教員もいますし、隠岐の島町に本拠地を置いてる教員の皆さんが、職を失うことがないようにということが前提で考えていきたいとは考えております。

それと併せてですね、地域振興の部分、「ふるさと学習」というところですね、こうなると、そこが疎かになるんじゃないかと、どういう対応策があるのか等も並行して議論を進めなければならぬし、あくまで「あり方検討委員会」の報告は計画のベースであるということには変わりませんが、この計画を策定の中での議論については、今、村上議員が言われることも含めて、当然議論を深めていった結果、計画ができるものと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○2番（ 村 上 一 ）

先ほど教育長が答えてくれたように、たくさんの先生がこの統廃合によって、いなくなるというか、少なくなるということも含めて、ぜひ町民や地域の人へ知らせて「どうあるべきか」ということを、住民と一緒に検討していってほしいと思います。

私は4月28日に行われた「隠岐の島町総合教育会議」の議事録も見させていただきました。教育委員の皆さんと町長や教育委員会の方々と議論して、3月のその「報告」を認めた形の会議だったと思います。その会議録を読みましたら、やっぱりその中でもいろいろな懸念が出ておりまして、子どもがこのままどんどん減っていくということを前提として方向、方針が決まっているという風に私は思います。確かに、教育委員会から出た資料には、このままいくと、子どもの数がこうなりますよっていうことはありますけども、町長が日頃から言っている「何とか、人口減少にストップをかけて増やしていきたい」という風な町の方針であるならば、ぜひ、そうすることで地域からどんどんまた人がいなくなるという方向ではなくて、何とかその地域も含めて、この町全体が人口が増えていくという、増える方向へ政策をとっていただきたいなという風に思います。

これから町内とかいろんなところで動きが起こってくると思いますけども、教育委員会だ

けの問題ではなくなっていると思いますので、今教育長からはいろんな意見を聞きましたが、もし答弁可能でしたら、町長の、この「学校をどうするか」ということと、「人口減少に歯止めかけて地域をどうするか」ということについて見解をお聞かせいただきたいと思いますのですが、如何でしょうか。

○議長（ 安 部 大 助 ）

村上議員、今の質問は、「人口減少対策」、「学校の統廃合」に関しては一応、教育部局の長である教育長から答弁はいただいていますので、その辺に関しては、町長の答弁は控えさせていただきたいというのと、あと通告にはありませんので、その辺配慮していただきたいと思いますけども、「人口減少に関して」は答えられますか。（答弁難しいの意思表示あり）

そうしましたら、町長答弁の方は控えさせていただいてもよろしいでしょうか。（村上議員 頷く）また通告していただいて。

○2番（ 村 上 一 ）

失礼しました。以上で質問を終わりますけども、この学校の問題というのは本当に教育委員会、学校だけの問題、子どもとか保護者の問題だけではないと思います。町全体で考えていかなければいけない問題だと思います。ですから、住民にももちろん知らせることと、それから住民から声を聞くということを、今後丁寧にやっていただいて計画を作っていただきたいということを言って、質問を終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、村上 一議員の一般質問を終わります。

次に、10番：西尾 幸太郎議員

○10番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

通告にしたがいまして、「隠岐の島町の医療の展望」について、町長に伺いたいと思います。

平成31年の12月議会において、私は池田町長に西郷地区の「かかりつけ医」の体制について質問いたしました。あれから、歯科医院の閉院や病診一元化、開業医の世代交代など、本町の地域医療は大きく変化しております。そこで、改めて町長に本町の地域医療の展望について伺います。

本年6月をもって歯科医院が閉院いたしました。旧西郷地区にある歯科医院は西郷歯科診療所も含め3院体制でありましたが、そのうちの1つが閉院することにより、歯科の受け入れ態勢は一時的に3分の2の状態になりました。歯科医の皆さんの迅速な対応、また隠岐広

域連合では西郷歯科診療所の患者受け入れ態勢の強化策の対応もあり、今後患者受け入れが落ち着いていくことになると思われます。

ただ、開業医の先生が様々な理由で閉院を決断される場合に、事前に相談する組織体や体制が明確化されていれば、患者さんに心配や迷惑をかけることなく、スムーズに医療体制の移行ができたのではないのでしょうか。このような組織体、相談体制の必要性について、町長の所感を伺います

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、西尾議員の「開業医が閉院を決断した際に対応する組織体」についてのご質問にお答えします。

開業医が閉院を決断された場合、まずはご自身で担当の患者様への説明や引き継ぎ先の確保を図られるものと考えているところであります。その上で、本町といたしましては、必要に応じて協力を行ってまいります。

この度の民間歯科医院の閉院に際しましても、町内歯科医の皆様のご協力により患者様の引き継ぎなどが行われたものと理解しております。しかしながら、依然として歯科医院の混雑は解消されていないことから、隠岐広域連合西郷歯科診療所では、診療ユニットの増設を計画しているとの報告を受けております。

引き続き、関係機関と連携し、医療体制の確保を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○10番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

再質問あるんですが、ちょっと次の質問とも関連する部分もありますので、後程、再質問したいと思います。

では、次の質問に移ります。

平成31年12月の質問の際に、町長は「医師連絡会」において、将来の医療体制について検討すると答弁されております。これについては特に異存はありませんが、病診一元化で診療所の所管が隠岐広域連合に移ったことにより、本町の保健福祉課と隠岐広域連合、医療行政の担当はどちらに軸足をおいて対応するのかも含め、町長のお考えをお聞きます。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、西尾議員の「地域医療の現状分析・把握・対応の実施機関」についてのご質問にお答えします。

昨年度より、町立診療所と隠岐病院が一元化し、運営主体が隠岐広域連合となりました。このことから、行政が担う地域医療の現状分析、把握、対応につきましては、医師の招へいを含め、隠岐広域連合が主軸となるものと考えております。

本町といたしましては、隠岐広域連合及び医師会と連携し、地域医療を守るため、町民の皆様への啓発などの役割を担ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○10番（西尾 幸太郎）

それでは再質問いたします。私の質問の仕方が悪かったのかどうか分からないんですが、開業医の先生が閉院を決断されたときの、事前の相談体制について明確な答弁をいただけていないという風に感じております。

様々な対応、広域連合また開業の歯科医師の方がですね、この6月の歯科医院の閉院に際しましては対応してはいるんですが、例えば広域連合議会ではこの9月に西郷歯科診療所の診療台追加と追加人員の人件費等、議案として上がってきました。ただ、6月に閉院してそういう予算措置が9月になるなど、実質タイムラグがですね、対応について発生したりとか、いくつか今回の対応に関しても問題があったのかなという風に感じております。

これをですね、例えば突発的な事情によって変容を余儀なくされる場合はこういったことも仕方がないのかなあという風にも思いますが、医師の先生方ですね、ライフステージが変わる際の、その辺で変容、決断される場合はですね、少なくともこの1年ぐらい前にですね「医師連絡会」であるとか、「隠岐広域連合」に事前に相談してくださいというような申し合わせをしていれば、1年間の準備期間を経て、予算措置であるとか体制の強化であるとかをしながら患者さんに負担をかけない、スムーズな医療環境の移行ができるのではないかと、いう風な意図で質問したところであって、こういった相談体制はですね、また事前にお医者さんの方と相談して、そういった体制を構築していればいいのかなという風に思うんですが、その辺り、この必要性について町長の方、改めてどう考えてるのかお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

医師との連携体制、構築するための組織は、そういった部分も含めた、こういった対応をしていくのかという風なご質問。

まず一点、議員が言われた質問の内容が悪かったのかという点は、それじゃないです。

「組織体制について」のお答えは、特別にそうした組織体制を作らないけど、町として積

極的に関与していきたい。ただ、議員がおっしゃるとおり、今回の件で自分たちも反省しておりますけども、歯科を含めた「医師会」との連絡体制といいますか、相談体制、我々は「医師会」の皆さんには、あらゆる会での委員になっていただいたりしてご協力をいただいておりますが、直ぐに、「こういうことがあるから」というような相談をしていただいたりするような、関係性ができてないというのが現状です。

ですから今回の一例でも、議員もそうですけども、「歯科が辞めそうだ」と言うことは伺ってました、早い段階から。ただ、その歯科医に町として「辞めさっしゃっかの」というようなことが聞ける状態じゃない。それにはやはり歯科医師を含む「医師会」との、我々がもう少し、相談ができる体制を作っていくことが先決だという風に実感しています。そういったことは今後、広域連合を中心にやっていきたいと、反省を踏まえて思っています。

○10番（西尾 幸太郎）

町長の答弁を伺って相談体制の必要性については、非常に感じておられるというところは感じましたので、これまではですね、どっちかというの開業医の先生は独自で医療環境を運営されてて、そのところに行政がなかなか介入するというか、その意見を申しにくいというところはあったとは感じておりますが、かといって、もうこれだけ指の数で数えるほどの開業の先生しかおられない状況になってくると、ひとつの医院が閉院されることによって隠岐全体の医療提供環境がですね、激変してしまうというところはもう、変わらざるを得ない現実かなという風にも感じますので、そのあたりはまず相談体制については、お互いが協力し合って、患者さんに一番迷惑がかからないというところは念頭において、ぜひ意見交換しながら、どうあるべきかというところは検討していただきたいなという風に思います。

二点目の再質問に関しては、医療行政の主軸を「隠岐病院」の方に軸を置くというところは理解いたしました。では、隠岐の島町の「保健福祉課」については、今後、その町の医療行政について、どういったところを担っていけばいいのかというところの、町長の見解を再度確認させていただきたいなという風に感じます。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問、今後の「保健福祉課」は町としてどういった役割を担っていくのかというご質問ですが、先ほど申し上げましたが、当然、医療関係の周知、啓発、これはやっていきます。

今までどおり、「隠岐広域連合」「隠岐病院」と連携をしながら、特段、「医師招へい」という部門が現在よりなくなった、そして、診療所の職員が直接管理はしない。職員は職員です

けど、そういった面以外は従来と一切変わることなく、医療についての連携を図っていきたいと思っております。

○10番（西尾 幸太郎）

少し懸念しているところが、物理的にですね所管する場所が「隠岐広域連合」「隠岐病院」と「保健福祉課」と離れた場所で今までも勤務しております。その中で、健康増進とかそういった事業関係は、まだ「保健福祉課」の方で所管してやっていくのかなという風にも思いますが、その辺りもですね、「隠岐病院」や「隠岐広域連合」なんかと、さらに密度を濃くして連携してやっていく必要があるのかなあという風にも感じております。

そこが、「診療所」が隠岐広域連合の方に所管されたことによって、そこの辺りが薄くなっていかなのかなあというところの心配がありましたので、今回、このような質問をしております。そこの部分の連携について、再度町長、今後どういった医療行政として「隠岐病院」「広域連合」、また「保健福祉課」が連携していくべきか、お考えを聞かせていただければと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

今後の「広域連合」との連携をどのような形で進めていくのかということですが、病診一元化をするときに、診療所が地域から薄くなるようなイメージを捉えておられる方がたくさんおられましたけど、実際に、今、一元化してみますと決してそうじゃなくて、今までどおりというか、以前にも増して診療所の先生方と一緒にやってるという風に私は思っています。

連携については、最近特にですが「広域連合」とは、定期的に財政も含めて報告をしていただくことにしていますので、定期的にやっていますし、今後も「保健福祉課」も含めて、「広域連合」とは定期的に会議をやっていきたいと思っています。

○10番（西尾 幸太郎）

終わります。

○議長（安部 大助）

以上で、西尾 幸太郎議員の一般質問を終わります。

ただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は13時30分からといたします。

（本会議休憩宣告　11時52分）

○議長（ 安 部 大 助 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、7番：齋藤 則子議員

○7番（ 齋 藤 則 子 ）

通告にしたがいまして「一般質問」をいたしたいと思います。

二点質問があります。今年は敗戦後 80 年の節目でもあり、この惨事を風化させてはいけないと毎年大きな記念行事が執り行われています。これだけ毎年 8 月 6 日、9 日、「敗戦宣言」の 15 日と国全体で黙祷を捧げたりメディアでも大々的に取り上げられていますが、それでも実体験者が少なくなってくると、体験していない人たちからは、戦争の悲惨さがどれほどのものだったのか薄れていきます。だから毎年の黙祷や様々な行事、またメディアで大きく取り上げられる事がとても大切になってきます。

敗戦の行事とは別に 2016 年（平成 28 年）から行われている防災国体とよばれる「防災推進国民大会」があります。今年で 10 回目を迎え、新潟県で 9 月 6 日、7 日に開催されました。

また 9 月 1 日は、災害の未然防止と被害の軽減に資するために制定された防災啓発デー「防災の日」です。このように 9 月といえば昔からよく台風の風水被害に見舞われました。

本町でも同じく 80 年前になりますが、島根県内の多くの市町村が台風の大被害を被り、当時の新聞で、島後でも特に西郷・中條・五箇・都万に被害が多く、死者 33 名、家屋の全・半壊・流失が 800 戸、床上床下浸水が 2,000 戸以上、耕地流失 15 町歩、耕地浸水 220 町歩等々報道されています。そして“治水対策が急務”であるとの注意喚起も行なわれております。その翌年、昭和 21 年、猛威を振るった八尾川に放水路の建設が始まり 5 年をかけて完成しています。このことを知っている町民はまだ多いと思いますが、知らない若い人が増えてきています。

そこで、一点目の質問です。ぜひこれらの災害の事を風化させないように、常に町民の意識から消えていかないように、知恵を絞って宣伝対策を講じていただきたい。池田町長のご見解をお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、齋藤議員の「過去の教訓を常に町民の意識に残すための宣伝対策」についての

ご質問にお答えします。

毎年、全国各地で大雨、地震、台風、大雪などの自然災害が発生し、大きな被害をもたらしております。

先日には、今年の夏の平均気温は平年と比較し約2度高く、気象庁が統計を取り始めた1898年から最も高い気温であったとの発表がございました。近年の気象災害をもたらす大雨・短時間強雨の頻発化の背景には、自然変動の影響による異常気象に加え、地球温暖化の影響があると考えられます。

議員仰せのとおり、災害がいつ発生するか分からない状況下におきまして、過去の災害の記憶を風化させることなく、その経験や教訓を次代に伝えるとともに、今後の防災・減災対策に生かしていくことは重要と考えます。

過去の災害につきましては、「広報」や今後更新する「防災パンフレット」に掲載するとともに、学校や地域で行う「防災学習会」の説明に取り入れる所存でございます。

また、啓発活動として、防災訓練等の実施にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇7番（ 齋 藤 則 子 ）

ご答弁いただきまして、いろいろ取り組みを考えておられるようで期待しております。

本町の防災に関しては、とても力を入れていると常々評価しております。そこで、学校や地域で行う「防災学習会」の説明に取り入れるというようなことが、ご答弁でございました。

最近なんですけど、私がこの質問通告の後なんですけれども、新聞にある学習塾の「アンケート」で安否確認をしていない家庭が5割強。災害用の伝言ダイヤル171を知らない人達、これは親御さん、学習塾の保護者に聞いているものなんですけれども、「知らない」という回答が4割あったという新聞報道でございました。

こういうことを、学校や地域で行う小中学生の「防災学習会」の説明に取り入れていただければ、非常に良いんじゃないかなという風に考えますのでお願いいたします。

そしてまたひとつ提案なんですけれども、いろいろ取り組んではおられますけれども、昭和20年の災害の「記念碑」の設置は考えられないでしょうか。当時、被害甚大だった4地域、西郷町西町、中條、五箇、都万に設置するというようなことはお考えならないでしょうか。

今では「治水対策」もとられてきており、当時のような災害は起きないという油断は禁物だと思います。町長のご答弁をお願いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

再質問の、そういった「記念碑」といいますか、設置する考えはないかということでございますが、恥ずかしながら、私もその時代の状況を、はっきりと分かっている人間ではありません。そして、今回のご質問、ご提言で初めてそういったことがあったと知ったところです。

その上で、「記念碑」の設置についてというご質問でございますが、今のところ考えてないと言いますか、今までそういったことを考えたことございませんが、今後、そういった期に、またそういう状況があれば検討しなければならないと思います。

まずは何よりも、今ご答弁いたしましたように、防災対策をしっかりとやっていくことが重要だという風に考えています。

○7番（ 齋 藤 則 子 ）

町長のお考えは分かりました。また今後、そういうことを考えていただければという風に思います。

次に、二点目の質問ですが、これは先ほどの西村議員ともちょっとかぶりますけれども、続けたいと思います。近年、隠岐が台風被害を受けることは少ないですが、気候変動のせいか線状降水帯といわれる大きな水害をもたらす集中豪雨による土砂災害が増えてきていて、令和2年、3年と50年周期といわれる2年続きの大水害がありました。

そしてやっと全島の復旧作業が終わったと思った矢先に、今年のお盆前的大雨で初盆参りの交通にも大きな支障をきたしました。幸い、秋の授業開始には復旧が間に合いました。

本町内の危険箇所はもう把握していることと思いますが、いざというときに通行に大きな影響を及ぼす道路には代替道路、バイパスのことも考える必要があると思います。

池田町長のお考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、齋藤議員の「土砂災害等の緊急時に通行可能なバイパスを整備する考え」についてのご質問にお答えします。

まず、西村議員のご質問に対する答弁と重複いたしますが、先月の大雨で県道の一部が「通行止め」となり、町民の皆様に変更不要をおかけいたしましたこと、心よりお詫びを申し上げます。

いつどこで自然災害が発生するか予測できない現代にあって、社会インフラを強靱化させ

ることは極めて重要であり、主要幹線道路につきましては、順次改良工事を進めているところであります。しかしながら、今回の事案を通し、改めましてバイパス道路の必要性を感じさせられました。

今後につきましては、災害に強いまちづくりを念頭に旧道など現有資産を活用した迂回ルート確保などについて調査してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（ 齋 藤 則 子 ）

ご答弁いただきました。是非とも現有資産を活用した、迂回ルートの実現を期待しております。私の質問はこれで終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、齋藤 則子議員の一般質問を終わります。

次に、8番：村上 謙武議員

○8番（ 村 上 謙 武 ）

それでは、通告しております内容について質問いたします。

まずはじめに、「健全な財政運営に向けた基金の確保と町債発行の抑制」について、町長の見解を伺います。

本町の一般会計における基金残高の推移については、令和6年度決算関係資料に年度末における基金現在高が記載されております。これを見ますと、令和5年度は8億9,000万円、令和6年度には約8億2,000万円の基金が減少しており、令和6年度末の基金残高は約33億5,000万円余りとなっています。

そこで懸念されることは、ここ数年の本町の予算執行状況をみて見ますと、歳計予算に充用される一般会計の基金運用額は40億円前後となっており、基金が大幅に減少している令和7年度は予算の執行において大変苦慮するのではないかと十分に予想されるところであります。

このように、基金が大幅に減少し続けている現状を鑑み、今後基金の減少を抑え一定額の基金を確保するために、どのような対策を講じていくのか、町長の見解を伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の「基金の減少を抑え、一定額の基金を確保するための対策」についてのご質問にお答えします。

まず、議員ご指摘のとおり、基金が減少していることにつきましては、物価高騰への対応、

災害からの早期復旧、広域事業推進に対する負担など、安全安心な住民生活を守るため、基金を取り崩してでも対応せざるを得なかったものであることをご理解いただきたいと思います。しかしながら、大規模災害の発生など予期せぬ支出に備えて、一定額の基金の確保が必要であることは十分承知しており、そのためには「歳出の抑制」と「新たな歳入の確保」により収支不足を解消していかなければなりません。

現在、歳出の抑制に向けて補助金の見直し作業を行うほか、広域連合に対しましても負担金軽減に向けた取り組みを求めているところであります。

今後は、予算編成の過程におきまして、廃止・縮減を含めた事業の見直しを行ってまいります。

また、歳入の確保につきましては、提供するサービスに見合った適正な受益者負担を求めていくことも検討してまいります。いずれにいたしましても、町民の皆様にご不便や、新たなご負担をおかけすることもあるかとは思いますが、関係者の皆様には十分な説明をし進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇8番（村 上 謙 武）

それでは、町長の答弁を受けまして再質問をいたします。

近年大幅に基金を取り崩さざるを得ないという理由につきましては、町長の説明で十分理解しているところではございますが、令和5年度、令和6年度のような状況が今後も続くということを想定した場合には、5年先、6年先には、もう基金は枯渇してしまうのではないかとこの風に心配をしているところでございます。

基金については、今年度の当初予算を見ますと、約6億8,600万円を基金から繰入金として歳入予算を組んでおります。単純にその結果、令和7年度末の基金残高は約26億6,400万円余りとなりますけど、基金の積み立て等もあるかとは思いますが、それにしても令和6年度の「中期財政計画」の中にあります、「財政推計統計表」等と比較してみますと、その時点で約6億円ぐらい、この集計表で示した金額より基金の減りが見られるというようなところもありますので、今後、予算編成の過程において、この歳出の抑制を図っていくという、ただ今の答弁でございましたけど、果たして、予算編成の過程で適切に現行の事業を廃止、縮減することが可能なのかという、いささか疑問に感じているところでございます。

もし仮に廃止、縮減を行った場合に、当然、住民生活に影響が出てまいります。受益者負担ですね、これをさらに増やすとなるとなお一層、住民の方に不便を強いるようになります。

そういったことはですね、単年度では、おそらく実行するのは難しいのではないかないうことでもありますので、私の質問はですね、この基金をいかにして減らさずに、ある程度の基金を保持していくか、その辺のところを具体的に町長から答弁として伺えたかというところありますので、この予算編成で、事業の廃止、縮減を含めた見直しを行うにあたり、前提として、どのようなことをこの役場庁内において共通認識を持っていくのか。

もうそろそろ、予算編成の時期が迫ってきております。来年度の事業、継続していく事業がほとんどではないかなという風に思っておりますので、その辺のところ、予算編成にあたって事前に、町長はどのような体制でこれを実行していくのか、その辺のところをお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

基金をどのようにして減らさないか、まず無理です。現実には、災害、物価高騰と、その年その年に起きることを想定して、なかなかできる問題でないです。「減らさないか」じゃなくて、「減らさない努力」をしていこうと思います。

その過程で、おっしゃるように、まず職員には十分な財政状況の説明を行っています。そして、補助金について、今やっている「補助金一覧表」を拾い出せということで、今、全部拾い出して、その中でどの事業を落としていくか検討しています。

また事業についても、今、「減らさないか」というご質問に対して答えるなら、事業を止めればいいのかということが一番簡単ですが、それもできません。そういった中では、事業を選択すること、今まで行ってきた事業を継続していくものと、また新たな事業について、どのように選択をしていくかだと思ってます。お考えは十分に分かります。

将来のまちを考えたときに、急な支出等、災害等含めて発生することが予測ではないですが、起きうる可能性がある中で基金を減らさないというより、確実にどの程度基金の適正かというのはまた別なものですから、基金を確保することは大事なことだという風に考えながら、今言ったように、職員への説明の徹底、補助金の見直し、事業の見直し、そこに取りかかっている段階です。

○8番（村上 謙武）

再質問に対する答弁をいただきました。

次の質問も基金等にも少し関わってくる質問内容になりますので、次の質問に入りたいと思います。

令和6年度決算関係資料から懸念されるもう一つのデータは、一般会計における町債発行残高が305億円に達したこと、そして上下水道事業の2つの企業会計では企業債の未償還残高が合わせて88億5,000万円余り存在することです。

本町の財政規模から判断しても、この町債の発行残高や企業債の未償還残高が多すぎるといわざるを得ない状況にあり、歳出予算を少しでも抑える対策が不可欠である状況と言えます。そこで、町債発行を抑制するためには現行事業の見直し等が必須であり、健全な財政運営を目指す上でも歳出予算の削減を図るための、新たな財政計画を早急に策定する必要があると、私は考えておりますが町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の「町債発行抑制のための新たな財政計画の策定」についてのご質問にお答えします。

まず、地方債残高が300億円を超えた背景には、災害などの突発的な要因や、広域事業推進に対する負担などの外的要因など様々な要因があることをご理解いただきたいと思います。この残高が「多いのか」ということにつきましては、標準財政規模に対する地方債を含めた借入金の残高の割合を示す指標であります、将来負担比率で判断する必要があると考えております。

昨年度の将来負担比率は161.5%で、国が定める早期健全化基準である350%には達しないものの、総合振興計画のKPI目標値であります150%を超える状況となっており、町債の新規発行抑制の必要性については理解をしております。

毎年度の予算編成の過程におきまして、中期財政計画や、国が示す地方財政計画などを注視しつつ、総合振興計画の事業実施年度の調整などを行うことで、事業費の平準化や縮減を図り、歳出予算の削減に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（村上 謙武）

それでは、再質問したいと思いますが、まずはじめに、私が町長に答弁を求めていることに関して、質問の最後の2行に書いてありますけど、「健全な財政運営を目指す上でも、歳出予算の削減を図るための、新たな財政計画を早急に策定する必要があると、私はそう考えておりますので町長の見解を伺います」という質問内容だったのですが、これに関して全く、ただ今の町長からの答弁には触れてないというか、そういった答弁がございませんでした。改めて、新たな財政計画を「早急にする、立てる、示す」という、町長にそういうお考えは

ないでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

再質問は、新たな財政計画を作る必要があるが、策定すること考えているのかというご質問でございますが、新たな財政計画を作成する考えはございません。今の中期財政計画を基に先ほど申し上げましたが、「総合振興計画」の事業年度の調整を図ったり、年度、年度の事業の平準化を図っております。そこに一生懸命になって事業のローリングについても、今まで以上に細かい指示を職員に出して、本来であれば私もですが、職員もやりたいという事業がそのままやれてる状況ではないと思っています。

それは、議員が指摘している、やはり財政というのは、当然根っこにあるものですから、そこは十分注視しながらやっているところでございますので、新たにというか、今の「中期財政計画」を基に、将来的なことも考えていきたいと思っています。

○8番（ 村 上 謙 武 ）

ただ今、新たな財政計画を策定するつもりはないという町長からの答弁でした。

私は過去にこの財政問題について、町長に「一般質問」したときに、行財政改革大綱ですね「第3次」までありましたけど、次の「第4次行財政改革大綱」を作成すべきではないかという質問をいたしました。

その際に町長は、「隠岐の島町第2次総合振興計画」の中にこれは盛り込んで対応するというご答弁でしたが、あれから大体5年ぐらい経ちました。そういったところで、その当時と比較して、本町の財政状況というのはかなり状況は悪くなってるなというのは、この令和6年度の「中期財政計画」にある、この令和10年度を見越した「総括表」を見れば分かるわけですので、新しい財政計画は作らないけど、この、「行財政改革大綱」なるものをもう作らないと、町長が考えておられる予算編成において事業の見直し縮減を図っていくという、そういった取り組みではですね、うまくいかないのではないかなと。

といいますのは、こういった基準でこういった形でこの事業を見直していくかという、そういった姿が全く我々も見えないし、おそらく、ここにおられる執行部の課長さん達も分からないのではないかなと、そこを示す何割、予算を抑えるとか、そういった明確なものが分かるような、そういった作業を進めていく上で、「行財政改革大綱」なるもの作って、その「実施計画」を作成して取り組むのが、普通のやり方かなという風に私は感じて考えておりますので、以前の「一般質問」とダブりますけど、次の「行財政改革大綱」なるものを作る

考えはないでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

新たな「行政財政計画」を作る考えはないかということでございますが、まずご心配いただいております職員が十分把握しているかという部分につきましては、予算編成方針の中で、十分指示しておりますし、また、今年度の事業についても、ここについてはしっかりと削減何%という部分を示してます。予算に向けての対応は十分なされていると思いますし、「総合振興計画」の事業についても、きちんとヒアリングのもとに行っておりますので事業についても問題ないと思っています。

そういった結果を踏まえて、議員が心配されております。「行財政大綱」を作るべきだというお考えについては、現段階では自分は作る考えを持っておりません。また、そういう段階がきたら、おのずと作らなきゃいけない時もあるかと思います。今は、動き出しております「第2次総合振興計画」を基軸に進めていきたいと思います。

○8番（ 村 上 謙 武 ）

新たな「行財政改革大綱」の作成についても、現時点ではあまり考えてないようですが、今年度、令和8年、9年、その辺のところは何とか財政でのやり繰りは出来そうかなという風には見えますけど。令和10年度以降、5年先、その先をどのように考えておられるのか。やはりですね、次の世代、将来のリーダーに、この大きな財政負担を先送りする、残すようなことはですね、なるべくやるべきではないし、もう5年先を見越して今からやっぱりその対策というのはしっかりやるべきではないか。

果たしてこの本町の財政状況、詳細な分析というものは果たしてなされてるのかなという、そういう疑問さえ私は今、思っているところでございます。そういったところがありますので、「できない」のか「やりたくない」のか、「あまり心配していない」のかどうか理由は分からないんですけど、おそらくあまり危機感がないのかなという風には、少しはそういう風に見えるところなんですけど、これから最終処分場の事業も始まりますし、愛の橋の事業も本格的にこれからまた始まります。西郷港周辺事業も続きますので、そういったことで今の歳出の予算を絞るとなると、なかなか難しいかなと当然予想されますので、そうなると社会福祉の方に。まあ削減するとなるとまた住民サービスですね、公共サービスが低下を招くということなので。

議会にはもちろんなんですけど、町民に対して、これから先起こり得るであろうそういっ

た財政負担、今から資料作って皆さんに詳しく説明して、町民の理解を得る取り組みは今年度からスタートしないといけないのではないかと。

本町の財政状況につきましては、6月、12月に本町庁舎の前に、「財政状況表」が掲示されますけど、あれを見ても町民は全く理解できないのではないかな、よほど財政に興味のある人じゃないと分からないのではないかな、そういう状況がありますので町民に分かりやすい形で資料を作って、それを町民にしっかり伝えていくという、そういう作業がまだ今の段階ではできてないんじゃないか。それを、早急に進める時期に来てるのではないかなという風に私は考えておりますので、この点について町長はどうお考えでしょうか。

○議長（安部大助）

村上議員、財政状況を、町民に対して周知するためにその大綱が必要であるという見解でよろしいですか。

○8番（村上謙武）

町長はですね、新たな「財政計画」も作らないし、「行財政改革大綱」なるものも今は考えていないという。これから予算編成において事業の見直し、補助金の減額等をやっていく上で、その前段で町民に対して本町の財政状況について分かりやすい資料を作成して、町民に説明する、そういったことが必要ではないかと。なぜ、今まであった行政サービスの補助金が減額されるのか、なぜ、使用料が上がるのかといったときにですね、そういった本町の財政状況を町民の皆さんにしっかり理解してもらわないとうまくいかない。反対されることもあるだろうし、そういったことを考えて今の再質問を行ったところです。

○番外（町長 池田高世偉）

はい。住民に財政状況をもっと具体的に示す考えというか、示しなさいというご質問でよろしいですか。（「はい」と頷く）

「行財政大綱」を作らないということですが、議員と自分が違うのは、「作らない」じゃなくて、自分も「今じゃない。来たるべき時には作るときもある」でしょうということをお答えしています。

そしてまた、住民の皆様に「中期財政計画」を十分じゃないと言われたら、もうどうしようもないですが、グラフにして分かりやすいものを提示して、我が町はこういう状況ですよというのはお知らせしています。それ以上に、もっと分かりやすくやりなさいということについて、どうお答えしていいのか分かりませんが、できることはやってるところでございます。

すのでご理解をいただきますようお願いいたします。

○8番（ 村 上 謙 武 ）

それでは、財政状況に関する質問はこれで終わりたいと思います。

それでは次に、「隠岐の島町地球温暖化対策実行計画と財政負担のあり方」について、町長の見解を伺います。

本町では「地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）を、令和5年4月に策定し、そして、令和5年12月に「ゼロカーボンシティ」への取り組みを宣言したところでございます。

本町の「温暖化対策実行計画」の期間は2030年までとなっており、その間の温室効果ガス CO_2 の削減量を50%する、高い目標値を設定しております。さらに、2050年にはカーボンニュートラル（ CO_2 ）排出実質ゼロを本町は目指しております。このような本町の温暖化対策への取り組みが、果たして多くの町民から理解され支持されているのかどうか、甚だ疑問に感じているところでございます。

そこで現在、本町が力を入れております木質ペレット発電事業に関してですが、ペレットの製造及び発電事業において大きな財政負担が伴っております。さらに、ペレットを製造する過程において、火力発電による大量の電気を消費しており、その結果大量の CO_2 を排出しているということも忘れてはならないところでございます。このことからペレット発電事業に関しては、財政負担の軽減とそして CO_2 を排出しないという理由から、発電用ペレットの製造は止めるべきであり、また、毎月徴収される電気料金の「再エネ賦課金」が、さらに高くないためにも、本町のペレット発電事業は見直す必要があると私は考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の「発電用ペレットの製造中止とペレット発電事業の見直し」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の隠岐グリーンパワー合同会社が、現在取り組んでおりますペレット発電事業につきましては、ペレットの増産に伴い、町営ペレット工場の安定経営、雇用の拡大、林業事業体の収益増、及びこれらから派生する税収の増など、この事業に対する本町からの補助額を大幅に上回る経済的効果を生み出しております。

また、「ペレット製造に伴う CO_2 排出量」につきましては、令和5年第2回議会定例会におきまして、村上謙武議員のご質問に答弁させていただきましたとおり、ペレット製造で排出

する Co₂排出量に対して、ペレット発電に伴う Co₂削減量が大幅に上回っております。

今後、ペレット工場敷地内での太陽光発電事業を検討しており、ペレット製造に使用する電力に再生可能エネルギーを活用することで、カーボンニュートラルを更に促進する計画であります。

「ゼロカーボンシティ」の目標達成に向け、町民の皆様、事業者の皆様と協力・連携しながら、本町全体で地球温暖化対策の取り組みを進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（村 上 謙 武）

はい。それでは再質問を行います。

私は、発電用ペレットの製造は止めるべきであると申し上げる主な理由。それについて少し詳しく説明したいと思います。発電事業に関しては、令和7年度の歳出予算において木質ペレット発電事業に「森林環境譲与税」を財源として3,500万円の補助金を出しております。ということもありますが、Co₂の排出について具体的に説明をいたしますと、一つ目は、隠岐の島町の発電所は石油を燃料とする火力発電でございます。1kwあたり約700g、Co₂を排出するという風に言われております。それから木質ペレットを製造するときに、ペレット1t当たり必要とされる消費電力は平均250から280kwと言われておりますので、1t当たりのペレットを作るにあたりCo₂の排出量は約200kg近くになる計算となります。その結果、本町が予定しております、約1,000tの発電用木質ペレットを製造すると、約200tのCo₂を排出するということになります。

また本町のように木質ペレットの原材料が野ざらしとなっておりその結果、雨が降ったり、雪が降ったりすると大量の水分を含むことになります。この木材に水分含量が非常に増えるとその分消費電力も非常に多くなるという状況もありますので、本町が作る場合にはこの200tを超えてしまうのではないかという風に思います。つまり、木質ペレットを製造することは余分なCo₂を出す。それに合わせて水蒸気も大量に大気中に放出するということになり、結果的に「地球温暖化対策」に逆行する取り組みになってしまうということでもあります。このペレットをですね、発電150kwですか、これをやることによって660tのCo₂削減になるという風に言われております。その前の前段階で、200tを超えるCo₂を排出している。未だにペレットの製造施設の周りには太陽光発電、パネルの設置はなされておられませんという状況をご理解していただきたい。

それで二つ目の理由としては、本庁の東の駐車場にありますペレット発電ですけど、発電の際に発生する熱エネルギーが、有効活用されずにそのまま失われてしまっているということも私が反対する理由のひとつであります。

つまりコージェネレーションのシステムがないこと、排熱利用が全く考えられていないことであり、このことも温暖化対策に逆行することであると私は考えております。結果的にこの発電事業に使用される、発電用ペレットの成果物が電気そのものなんですよ。そう考えると、熱エネルギーが温水や温風、そして有効な熱として活用されていないことを考えると、最終的に資源と電気の無駄遣いではないかと、そういう風に私は判断しているところであります。

ということで、私が反対するこの大きな二つの理由について、町も少しは理解できたのではないかなという風に考えておりますので、そういったことを考慮すると、これからこの事業をどうやっていくか、考え直す時期に来てるのではないかなという風に考えますけど、町長如何でしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

反対の理由ご説明いただいた中で、今後のこのペレット発電どう進めていくか、どう考えていくのかということでございますが、ペレット製造について、発電について止めるとかという考えは全くございません。

地球温暖化対策を進めていく上で、議員ご指摘の発電によるCO₂削減量は、さっきも説明しましたが、ペレット製造時に排出するCO₂の量より上回ってるという事実がある。そしてそこは、どこまで近づくか分らないですが、工場使用の太陽光発電を主に要する再生可能エネルギーを利用するなど、少しずつでも温暖化対策を進めていきたいということ。

そしてもう一点、原点に帰れば、議会のご承認をいただいてペレットの工場を作ったわけです。その際に、ペレット工場はどういった形で作るのかということがあったと思います。先ほど、放置された木材が水分を大変吸ってると、しかしそれをペレットにするというのは、その時にも説明してあるはずですが、そういった林内に切り捨てごめんの木材を放置しておくことが、治山、山を守り、災害からまちを守るという点で如何なものかというのが一つの理由で、そして木材を活用するということで林業振興という大きな2つの柱から皆さんにご理解をいただいて、ペレット工場を建設させていただいた。残念ながら、それが稼働できないという状況で、大変皆さんのご指摘を受けた中で、今ご説明いたしましたように、このペ

レットの増産、工場の稼働しなかったことも安定経営、雇用の拡大、そして林業事業体の収益増と大きな経済効果を生み出しています。

村上謙武議員のおっしゃる、温暖化に対しての部分は、現段階、議員指摘のとおりだと思いますが、すべての状況を町として見たときに、ペレットの製造、発電は続けてまいります。

〇8番（ 村 上 謙 武 ）

本町がこのバイオマス利用に関して、このペレット製造施設を作る際には、詳しい資料が議会の方にも提出されたと思います。その際の資料の内容を見ましたが、非常に素晴らしいですね、バラ色の資料でございました。

しかし残念ながら、いざ事業を進めていくと、いろいろ当初の計画の内容と齟齬が発生してきた。一番大きなのが公共施設等に導入する予定のペレットボイラーが、当初の見積もりより非常に相対的に高くなってそれを諦めたという状況があつて、この事業が大きく、発電用のペレットの製造に舵を切ったということですけど。そもそもの、このペレット発電をやるというスタートが本町のペレットの供給先を作るための、そういった理由も大きな理由ではなかったかなという風に私はそう理解をしております。

そういうところがあつて、ペレットを製造するのにもかなりの財政負担をしており、この発電事業をするのにも先ほど言ったようにかなりの補助金を支出しております。

どうしても地球温暖化対策で、このペレットの発電事業をやるのであれば、外国産の安くて安定したペレットを買って、それでペレット発電を行う。ネットで見ますと、1t 当たり 3 万円を切る値段で輸入価格が出てますので、現在の 1t 当たり 5 万円の値段に比べれば安い。プラス排熱利用をきちんと考えて発電をするっていう、こういう条件であれば全く温暖化対策としてすばらしい計画ではないかなと私は考えます。

そういうことで今の状況では、今言ったように本町の財政面で大きな負担がある事業であるということと、Co₂の発生もそんなに軽視できるものではないということ。発電事業に関しては、排熱利用がまだ全くできていないという、そういったところがありますので反対したのでございます。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。

本町の「地球温暖化対策実行計画」では、PPA による公共施設への太陽光発電の導入を推進する計画方針が示されておりますが、地球温暖化対策に対する本町としての財政負担のあ

り方についての明確な考えが存在するのか、疑問を感じているところでございます。

「地球温暖化対策実行計画」の趣旨に関しては賛同いたしますが、財政負担だけが発生し、町民の福祉向上や地域社会の貢献を伴わない温暖化対策には賛同することができず、反対するところであります。また、過度な温暖化対策への取り組みにより、財政負担が増大することは決してあってはならず、特に財政状況が厳しい本町において、「地球温暖化対策実行計画」を推進していくためには、町民の理解と協力が不可欠でありかつ適正な財政負担に対する考えを明確に示す必要性があると考えるところであります。

そこで町長に伺います。「地球温暖化対策実行計画」に対する町民の理解と協力をどのように高めていくのか、また、温暖化対策事業を推進する上で、財政負担のあり方に対してどのように考えているのか見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の村上謙武議員の「地球温暖化対策実行計画に対する、町民の理解と協力をどのようにして高めていくのか」、また、「事業推進する上での、財政負担のあり方に対する見解について」のご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、本町における地球温暖化対策の推進に当たりましては、町民の皆様のご理解とご協力が不可欠であると認識をしております。

このため、温暖化対策の必要性やその効果、さらには本町が取り組む具体的な施策につきまして、町「広報紙」や「ホームページ」、「説明会」等を通じて分かりやすく、丁寧な情報発信に努めながら理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

次に、「事業を推進する上での財政負担のあり方」についてであります。本町では、地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設への太陽光発電の導入手法として、太陽光 PPA 方式の活用を検討しております。この方式では、民間事業者が太陽光発電設備を設置所有し、町はその電力を一定期間にあたって購入します。これにより、町は初期投資の負担を軽減できるのが大きな特徴であります。

今後の具体化に当たりましては、導入対象施設の選定、費用面と期待される効果の慎重な検討を行い、本町の厳しい財政状況を十分に考慮しながら可能な限り財政負担を抑えてまいります。

また、財政の健全化と温暖化対策の両立を図る観点から、国や県の補助制度の他、民間資金の活用も視野に入れ段階的かつ計画的に取り組を進めてまいります。引き続き、「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、地域脱炭素と持続可能なまちづくりを推進してまいります。

ので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○8番（ 村 上 謙 武 ）

それではですね、本町が作成しております「隠岐の島町地球温暖化対策実行計画」の中にただ今質問いたしましたPPA事業、それからソーラーシェアリングという「農地営農型太陽光発電」、畑等に太陽光パネルを設置する事業なんですけど、これアンケート結果が出ておりまして、PPAについては「取り組んでみたい」と回答した割合、町民は約12%。事業者は5%にとどまっているということで、このPPAに関する町民の関心というのは、これ見ると非常に低いなと、一方「取り組んでみたいと思わない」という町民事業者はともに40%、「よく分からない」という町民が40%で、事業者は50%ということです。

今後、本町はこのPPA事業でこういった太陽光パネルを公共施設等に設置する場合には、まず、町民の皆さんの理解と協力が必要ではないかと。なんか町民が分からないうちにどんどんこの温暖化対策やって、いろんな所に太陽光パネルが設置されて増えたなあという感じで進んで行きはしないかなというのを心配してるところでございます。

本町は今、リサイクルセンターとか、清掃センターに太陽光パネルを設置する予定なんですけど、それに関してもやはりある程度の財政負担を伴ってるということもありますので、その辺のところを精査して、今後ですね、現在行われている「地球温暖化対策」に対する、太陽光パネルの事業とか、洋上風力発電の事業等に関しては、当初とはかなり状況が変わってきておりますので、慎重な取り組みが必要かなという風に思っております。

ということで、くれぐれもですね今後本町が「地球温暖化対策実行計画」の目標値は、高いところにあって分かるんですけど、財政状況も鑑みながら慎重にやっていただきたい。これが将来またですね、「債務負担行為」がどんどん増えていくような形になるようであれば、やはり問題かなという風に私は考えております。

その点について将来的な財政負担について町長はどのような考えをお持ちか、最後の質問になりますので、よろしくお願いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

次に、PPA に対する将来的財政負担についてどう考えるかということでございます。

財政負担が少なく抑えられるようにやっていくのが、この事業だと思ってます。まさに離島でPPA をやること自体は、いくらかは初期投資が必要だという風な意見もあります。懸念されるリスクもあろうかと思いますが、それらも踏まえた上で、我々は「ゼロカーボンシテ

ィ宣言」をした中で、地球温暖化の対策には向かっていかなきゃならないという部分につきましては、ご理解いただきたいと思います。

○8番（村 上 謙 武）

終わります。

○議長（安 部 大 助）

以上で、村上 謙武議員の一般質問を終わります。

ただ今から、14 時 45 分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 1 4 時 3 4 分 ）

○議長（安 部 大 助）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 1 4 時 4 5 分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、12 番：前田 芳樹議員

○12番（前 田 芳 樹）

それでは、質問をいたします。

まず一点目です、「本町の 2050 年脱炭素化ロードマップ進捗状況の公表」についてです。

隠岐の島町は、令和 5 年 4 月に「2050 年ゼロカーボンシティ宣言」をし、2030 年には温室効果ガス排出の 50%削減、2050 年には排出をゼロにすることを目指す「地球温暖化対策実行計画ロードマップ」の策定をしていますが、このまま小規模な案件のみの取り組み状況で進めばその計画達成は到底無理ではないでしょうか。

町民からは進捗状況が見えていないと想われますので、町広報の紙面上で進捗状況を分かりやすく定期的に公表してはどうでしょうか。地球温暖化対策としての脱炭素化が国際社会に対する義務であることを町民に喚起し、脱炭素化課題が解決できるほどの規模の事業を行政が率先して具体的に進め、絶えず町民に進捗状況と方向を示して行くべきではないでしょうか。

地球温暖化対策は一刻の猶予も許されません、最早、異常気象は地球のどこかの話しではありません。ヒートアイランド現象は都会の話しでは無く、冷却機能を果たすはずの海に囲まれた隠岐の島町でも今や熱帯夜が続き、夜もエアコンのスイッチを切ることができないほどになってきました。水田では 8 月に稲刈りが始まり、そして 1 回の田植えで 2 回も稲刈り

ができるほどに温暖化が進んでしまっています。この半世紀の地球の気温上昇傾向には歯止めが利かず、今後、加速度的に悪い植生変化が多く発生してくるだろうと思われます。

世界は、化石燃料を燃やすことを止めて再生可能エネルギー源、電力への転換に先を競っている一大革命期にあるというのに、目先の利害得失に囚われて、脱炭素化への歩みが鈍化してはなりません。アメリカが「パリ協定」から脱退して石油を掘れ、掘れと叫んでいるのは長続きするはずはないのです。大統領が変われば軌道修正されるだろうと思われます。アメリカだけが化石燃料を燃やし続けて生き残れるはずはないと私は思うところです。

しかるに、隠岐の島町は、脱炭素化事業はタダではできず公的費用の負担を伴うこともある事業であることを町民に明示し、絶えず進捗状況と方向性を示しながら主体性を持って「地球温暖化対策実行計画ロードマップ」を着実に達成し、2050年には再生可能エネルギー源への全面転換を実現しなければならないはずです。改めて、その取り組み姿勢をお伺いしたいと存じます。町長のご見解をお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「本町の2050年脱炭素化ロードマップ進捗状況の公表」についてのご質問にお答えします。

現在、令和5年度に策定した地球温暖化対策実行計画を確実に推進するため、PDCAサイクルを用いて計画の進捗管理を行うための「脱炭素推進戦略会議」を毎年度開催しております。

会議の構成員は、町内各種関係団体の代表、有識者、及び行政関係者等12名により構成しており、2030年までに、基準年に対しCO₂排出量50%削減の目標達成に向け、スピード感を持って取り組んでおります。

今後は、広報誌・ホームページ等を活用して町民の皆様へ、この会議の内容について公表することで、計画の進捗状況の把握、脱炭素に対する更なる意識の醸成を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田 芳樹）

計画の進捗状況を町民に開示しながら進めることが必要ではないかと思われるところであります。

次にまいります。二点目ですが、

浮体式洋上風力発電事業の海上の風波調査ブイ設置に関する行政主導についてです。最近、この事業にまつわる大きな社会状況の変化もありました。ジリ貧な隠岐の島町の将来も感じ

られますので、提案、質問をいたしたいと存じます。

日本政府は、2050年には完全に「脱炭素社会」に移行するとして再生可能エネルギー源開発の切り札に「洋上風力発電事業」を設定してきました。

しかし、去る8月27日には、事業者選定のための入札制度の欠陥が露呈して、秋田県と千葉県の三海域での事業計画を破格の低入札で独占総取りしていた商社企業連合が、資材高騰の採算割れを理由にして、誠に身勝手な撤退をしたというニュースが駆け巡りました。政府が設定した売電価格の上限1Kwh 当り 29 円に対して、断トツ破格の 12 円などという低入札をしていたというわけです。公共工事の低入札審査は全く機能していなかったようであります。

民間企業者間の無責任な競争任せにしていたことも、遠因の一つだと思われます。政府は再入札をし、そして発電事業者への柔軟で新たな支援措置も施しながら、政府がより主体的に係るように制度改訂をして行くことは想定できます。全国を網羅する国家的プロジェクトが民間まかせで完結するはずは無いということの証左でもありました。

これと同様に、民間まかせで完結するはずは無いというのが、表題の「海上の風波調査ブイ設置」の民間協議です。先進自治体では行政が交通整理をしながら事業を推進しているというのに、隠岐の島町はこれまで「民間レベルで社会的コンセンサスが形成できてから検討する」との見解を示し続けてきました。そのために、発電事業者たちは、事業計画案の説明をしながら賛同署名活動を展開しつつ、多方面の関係者と繰り返し面会と協議を重ねてきて、残るは隠岐の漁業関係では1業種のみで、その合意を得られればよい段階に至っているといえます。

ここで重要なことは、2050年には本町の人口が8,000人にまで半減するという推計に対処することが重要だと人々は心配しているところです。病院も学校も福祉施設も何もかもが半減するだろうと思われますし、地域社会が縮小して消滅へ向うことの方が皆は恐ろしいはずであります。

漁船の燃料も重油を燃やすことが禁止され、水素ガスに置き換わるはずでもあります。沿岸漁業者も巾着網漁業者も島の周囲の海を利活用している全ての漁業者はもとより、島に暮らす全員が一緒になって島の社会規模の縮小を防ぐことが最重要課題になっていることを忘れてはならないと思います。「どうやって地域の脱炭素化を達成するのか。どうやって再生可能エネルギー源（電力）を獲得していくのか。どうやって過疎や消滅可能性自治体から抜け出していくのか。隠岐の島町は今どうしなければならないのか」を今考えなければならない

はずです。次世代の者達に大きな課題を背負わせてはならないと思います。今取り組まなければ間に合わなくなります。島を救えるほどの一大事業を今実行しなければ、隠岐の島町は2050年の脱炭素化どころか、社会の規模が現在の半分以下に縮小してしまうと、私は何度でも言いたいところであります。

計画海域は、前回も場所を言いましたが、島の西側の五箇地区の北西方向5海里(9.26km)以遠の沖合いで8海里(14.82km)前後を中心起点にして、島から離れて行く遠い海域であります。水平線の彼方に風車が小さく見えるかどうかの程度でありまして、島の沿岸の景観や近くの海域の美観を害することはないと思います。8海里を越えれば漁業空白海域であると思われる。

「再エネ海域利用法」が改正されて、洋上風力発電の開発対象海域が排他的経済水域(EEZ)全域へと拡大をしました。境港市場に水揚げされてからのイワシ・アジ・サバは大規模冷凍庫で大部分が冷凍品にされていることから、冷凍設備を備えた魚の大型運搬船を用意して共同操業をしてもらうとか、竹島まで片道158kmもあって北西方向に85海里先まで広がっている、とてつもなく広大な排他的経済水域を、最高水準の電子機器を装備した隠岐の巾着網漁船によって利活用できるようにするべきだと私は思います。

国は、隠岐海峡の海底に漁業資源回復のために、魚を滞留させる砂利のマウンドを40億円を投じて造るとしています。回遊魚は物陰に滞留する習性もありまして、国が造る海底マウンドと同様に洋上風力発電の基礎部分の船型フロートなどが大きな魚礁効果をもたらすことは既に判明しています。隠岐の巾着網漁業の探索船が燃料を多く消費しなくても、洋上風力発電の船型フロートの付近で効率良く魚が獲れるようになるのです。船型フロートに水中カメラを設置して魚の集まり具合を陸上から常時監視もでき、隠岐の巾着網漁業にとって良い効果をもたらす点は多いのであります。隠岐の巾着網漁業が生き残れるようにすることを念頭に置きながら、広大なEEZ内のほんの一部の海を全島民の将来のために活用することを行政は説くべき時だと思います。

横殴りの海水の雨を降らせ、7m越える荒波が連日海岸に打ちつけて潮の花が咲く冬の北西風の強さは直面する場所に長年住んでいる者にしか分からないだろうとは思いますが、年間を通しての風力が隠岐の島町のみならず、島根県下で最も強いと想定できるから有望な候補海域とされているわけです。

机上の話ばかりだけではなくて、現場となる計画海域の海上の風と波を実際に調査しな

いことには何事も始まりません。調査ブイの設置は民間事業者任せのみでは先へは進めない
のであります。

本町は、「エネルギー対策室」を設置して取り組んできたことゆえに、全町民のために、将
来を見据えて、民間事業者任せではなく、一刻も早く手始めの「海上風波調査ブイ」の設置
を仲介指導し、行政主導で実施させては如何でしょうか。町長のご見解をお伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、前田議員の「浮体式洋上風力発電事業の海上の風波調査ブイ設置に関する行政
主導」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、集中豪雨、森林火災、大雪など、世界各地で異常気象が発生する状況
におきましては、脱炭素化は待ったなしの課題であります。同時に、気候変動への対応は、
経済を力強く成長させる原動力になります。こうした想いで、私は、「ゼロカーボンシティ宣
言」を行い、成長戦略の柱として取り組みを進めております。

しかしながら、「浮体式洋上風力発電事業の海上の風波調査ブイ設置に関する行政主導」に
つきましては、これまで過去5回、前田議員及び脇田議員の「一般質問」に答弁させていた
だきましたとおり、発電事業者が主体となり、漁業関係者及び地域の皆様のコンセンサスを
得られた段階で、洋上風力発電事業の可能性について検討するべきという本町の基本的な考
え方は、既に周知されていると思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたし
ます。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

それでは次へまいります、三点目です。

「林業振興のために、既設の林道や旧県町村道の荒廃防止」についてでございます。全域
的にですね、維持管理不足で既設の林道や、旧県町村道が荒廃をしてですね、山林の作業や
木材搬出のための出入りに難儀をする箇所が増えているのではないかと思います。

林業振興のためには、まずこのことへの対処から始めるべきではないでしょうか。毎年、
幹線林道には除草清掃費が支出をされておりますが、沿線の足元の幅 50 センチ程度の除草し
かできておらず、道路側溝は、法面落石が詰まったままで掃除もできずに、排水も悪く法面
に生えた雑木が大きく成長をして、林道上にはみ出し覆いかぶさっている箇所も増えており
ます。私の見た限りでですね。

幹線林道以外の林道や里山の小規模林道は、地域の人口減少によりまして荒れ放題になり

つつあります。国道や県道や町道の路線変更に伴って発生をした旧道ではですね、長年にわたって放置されたままで荒廃している箇所が多くあります。旧道には山林への出入り口がある箇所が多いのでありまして、安易に放置荒廃させてはならないと思います。

地域の山林所有者や林業業者から、山林作業や木材搬出のために林道や旧道の清掃復旧の申し入れがあった時には、迅速に対処をして道路管理者としての責任を果たすべきではないでしょうか。

小額で緊急な修繕事案には、支所長権限で対処できるとした2種類合計200万円までの枠組みが設定されていたはずですが、全く機能していないのではないのでしょうか。この枠組み設定は、私が提案したことでもありましたので、支所に申し入れましたら、本所へ伺いを立てて「返事なし」という事例も最近ありました。林道効果を持つ箇所の急ぐ案件には、迅速な対処ができるようにしておくべきではないのでしょうか。町長のご見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「林業振興の為の既設林道や旧県町村道の荒廃防止」についてのご質問にお答えいたします。

本町の農林道及び町道の維持修繕につきましては、所管課におきまして限られた予算の中で、道路の格付けや利用頻度等を総合的に判断し、迅速な対応をするよう指示をしているところであります。

議員ご指摘の、林業事業者が行う森林施業に支障をきたしている林道等の迅速な維持修繕についてであります。各事業者の森林経営計画において定める施業内容は担当課と共有しており、林道の修繕等につきましては、環境整備員や関係機関等と連携を図り、迅速な対応に努めております。また、各支所におきましても、本庁と同様な対応を行っているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田 芳樹）

再質問ではありませんが一言のみ申し上げておきたいと存じます。

「各支所、本庁ともに、迅速な対応に努めております」と、結構なお話だと思います。しかし、その割にはですね旧町村道から山林への出入りができない状態のところは何箇所もありますので、それこそ迅速な対応をするべきだと思います。

次へまいります、四点目「今後の林業振興策」についてお伺いします。

近年、島内の木材伐採搬出林業者は、戦後植林の樹齢60年前後の杉丸太を建築合板用材と

して境港の製材工場に出荷することを主な業態としていますが、令和6年には杉丸太の売り渡し価格が抑えられて収益が上がらなかったと聞きました。

内部留保できるほどの純利益が獲得できずに赤字経営状態に陥れば、設備投資はおろか、従業員たちの処遇も悪化するだろうと思われます。そして、事業継続が困難となるのは自明のことでもあると思います。国・県・町からの各種補助金受給のお陰で、どうにか業界は維持できていると思いますが、2050年には島内人口が半減するとなれば必然的に従事労働者数も大きく減少しますから、民間の企業的経営の林業は成り立たなくなってしまいます。木材搬出林業業者たちが、数多く繁栄していた昭和30年前後の木材需要とは内容が大きく今は様変わりしています。

現在、行政支援を受けながら木材生産から需要開拓まで関係者団体が一生懸命に取り組んでいるそうですが、本町の山林を整備し活用するには、今後、格段に行政支援の必要性の度合いが高まってくると想定されます。

本町の林業を壊滅させないための振興策と思える、次のような事柄についてお伺いをしたいと存じます。

まず、既設の林道の維持管理を全域ムラ無く徹底するべきではないか。

次に、既設の林道に直接アクセスできない林道空白域も多いので、林業作業道を10年計画でも碁盤の目のように開設して全域網羅させておくべきではないか。

次に、町が98%出資する林業事業体もあります。林業機械類は全て町が購入所有をして、町が認定する資格要件を満たした林業者に極めて安価に貸し出す方式を検討してみても如何でしょうか。

次に、杉丸太の末口直径が52cmまでしか受け取らないという合板製材工場に機械の改修の補助金を交付してでも、末口直径52cm超の大径木にも対応できるような交渉ができないか。

次に、杉丸太の販売価格が安過ぎるために、山林所有者の手元には杉の伐採利益は驚くほど少ししか残りません。これでは次第に杉山を伐採する人は減少してくるのではないかとさえ思います。林業者には海上輸送費も助成しておりますが、山林所有者への助成も必要になるのではないかと考えられます。収益も上がらず、資産価値の無い山林に固定資産税を課税することは不合理ではないかとさえ考えられます。山林荒廃の一因で、改善すべき事柄ではなかろうかと思うところです。

次に、将来、根元直径60cm以上、樹高20mのような大径木を伐採できる技術者は本町では

非常に少なくなるだろうと思われます。町の林業従事者の人材育成制度のひとつとして「大径木伐採技能士」とかの制度を設けて、事業主経由で交付する1箇所3万円水準とかの人材育成のための人件費助成をしてはどうか。

次に、足立美術館の赤松の木肌と形は高い評価を受けています、隠岐の赤松は松くい虫で大打撃を受けましたが、局地的にはまだ残っている箇所もあります。隠岐の赤松の加工や販路の調査と売り込みをしてみてもどうか。

次に、補助事業で山林伐採跡に杉・ヒノキ・クヌギを植林し、その後5年間の5回は下刈り作業をしてくれます非常に良い制度であります。施業林業者は利益が出ないと言っておりまして、5年間の5回ではくず葉と雑木に負けてしまって山林状態にはなかなか仕立て上がらないのであります。林業者への下刈り人件費の増額助成と、植林後の8年目頃に下刈り作業の回数を1回増やしてはどうか。これは県と協議をするべきことかと思えます。

本町では、いずれにいたしましても林業振興にも並々なぬ助成をしてまいりましたが、本町の林業を壊滅させないためには、これまで以上の振興策が求められると推測されます。このような振興策はとれないものかどうか、町長のご見解をお伺いしたいと存じます。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「今後の林業振興策」についてのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、本町の林業経営は木材価格の低迷や、物価高騰の影響により、依然として厳しい状況にあることは、私も承知しているところであります。

このような状況の中、本町の林業振興策といたしまして、効率的な原木生産のための作業道整備や高性能林業機械の購入に対する支援の実施、あわせまして低コスト造林を推進するための植栽や下刈りなどへの支援を行っております。

また、厳しい経営状況に追い打ちをかけるように、本町内の人工林の多くが伐期に達しており、利用価値が低下する大径木になる前に伐採することが求められております。そこで、従来の取り組みに加え、事業体等と共同で山林の集約化を行い、作業効率を上げることでコスト削減を図るなど、更なる森林施業の効率化を進めてまいります。

議員ご指摘の林道網の整備・開設につきましては、利用頻度などを考慮し、限られた予算ではありますが対応していきたいと考えております。また、林業事業体への支援、林業従事者の育成、木材の需要・販路拡大などにつきましては、国・県などの関係機関と連携し、引き続き適正な支援に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

林業に関わる方々、非常に大切な存在となっておりますので、今後とも行政支援しっかりやってあげるべきだろうかと思います。以上といたします。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、前田 芳樹議員の一般質問を終わります。

次に、13 番：石田 茂春議員

○13番（ 石 田 茂 春 ）

町長はじめ、皆さんお疲れさまです。ようやく私の時間がきました。

私は短い時間ですので、今しばらくご辛抱願いたい。

まずはじめに、我が町には数多くのスポーツクラブが活動しております。それに伴い大勢の関係者の人が携わっております。自分の時間を割いて、また、家庭を犠牲にし、ある時は仕事を代わっていただくなど、子どもたちの練習に関わっております。

しかし、活動内容は大変とお聞きしております。特に、活動費用であります、活動費を得るために、あらゆる仕事を行っております。子どもたちの親は四苦八苦しながら、維持することができております。ひとつの例を挙げますと、皆さんご承知のとおり、毎日「防災無線」で朝6時30分になりますとチャイムが鳴りますね。そのあと直ぐに、「熱中症アラート」が発表され、そして、こっから肝心です「屋外の作業は、極力避けるよう」に放送されます。危険な暑さの中、親たちは朝8時から11時過ぎまで、ある場所に行き草刈の作業を行い、活動資金を稼いでおります。自分の生活費を稼ぐのは分かりますが、クラブ活動の維持のため頑張っておるところであります。

助成費用は、助成が少しありますが、隠岐汽船の運賃、それ以外はすべて自己負担、クラブ活動に助成金を出すべきと考えます。町長、もっと子どもたちのクラブ活動に温かい手を差し伸べるべきではありませんか。町長の考えをお伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、石田議員の「スポーツクラブへの助成金の拡充」についてのご質問にお答えします。

まず、各スポーツクラブの指導者並びに関係者の皆様におかれましては、日頃より、本町の宝であります子どもたちの競技力向上、健康的な体作りに加え、スポーツを通した協調性、連帯感、社会性を育むなどの人間的な成長にもご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、スポーツクラブの活動に対する助成金についてであります。先ほど議員のご発言にもありましたとおり、本町では、子どもたちが島外で開催される大会や練習試合などに参加する際の渡航費用を「がんばれ島のキッズ島外遠征事業補助金」により助成しております。この事業の目的は、離島に住む子どもたちが、本土の子どもたちと同じような経験ができるよう支援するものであります。

今回ご提案のありました各スポーツクラブの活動への助成についてであります。基本的にはスポーツクラブに所属する児童生徒の保護者の皆様が、会費等をご負担いただき、受益者負担により運営がなされていくものであると考えております。

現状では、今以上のスポーツクラブへの助成は考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○13番（石田茂春）

町長、基本的には保護者の負担であるということは十分承知の上、今、物価高騰などで保護者も大変であるため、今回質問しているところです。頭から、「考えておりません」ではなく、どうしたら助成金を出せるか。また、どのような事業でできるかを考えるべきではないでしょうか。

親は、子どものために出来るだけのことはしていきます。自治体も、家庭に置き換えれば、首長が父親、副町長が母親。そして課長職員が困っているときは親が手を差し伸べてやる。これが本来の姿ではないでしょうか。もっと、庁内で検討していく考えはないでしょうか。もう一度答弁願います。

○番外（町長 池田高世偉）

再度、スポーツクラブに対する、今以上の支援は考えられないかというご質問ございます。

議員のお考え十分理解というより、自分自身も、そういった中でずっと子どもたちのスポーツクラブをやってきた人間です。活動費の捻出には大変苦労したことは十分承知してます。

そして昔は、今という話じゃないですが、遠征に「がんばれキッズの補助制度」を作ったのもそういう状況の中で、自分たちのときにはありませんでしたので、やはり、島外との交流、スポーツの競技力向上のために、本土に出掛けていただくことをという形で制度を設けさせていただいたのもこの制度です。

現在、自分たちが、これ文化にも使ってますので当然、音楽関係であろうが、どんどん「がんばれキッズ」が、今のクラブチームは試合形式で学ぶことを養成する状況、それが現実で

すので、練習試合の機会をどんどん各チームが作っていきますので、この予算だけで見ていただければ、当初作ったときからどんだけ増えているかは、またご理解いただけたらと思います。

全く考えないんじゃないくて、子育てと同様に子どもに対する施策は自分の中では、重要施策のひとつという、一番といたら他の事業に対してあれですが、自分の中では重きを置いている施策です。できるだけ皆さんの思いに沿った形で進めてまいりたいという思いがござります。

また、いろんな形で国・県等の事業も含めて利用できるものは利用したいという風に思っています。「頭から出来ない」という答弁になったという点はお断りしますが、そういう意味じゃなくて、政策的には思いは、議員と思いは一緒であるという風にご理解いただければと存じます。

〇13番（石田茂春）

町長、今の答弁で少し、「針の穴があいたかなあ」と思ってますけどね。これをもっと大きい穴にしていっていただきたいということです。

次に、子どもたちが生き活きと練習をし、そして試合に臨んでいく。親たちは温かく見守っていく、これが本来の姿ではないでしょうか。

屋外スポーツで練習場がないのが「サッカークラブ」。サッカーも、野球とともに子どもたちに人気があります。町長の言葉を借りますと、行政報告にありましたように「全国離島交流野球大会」で、島と島との交流を図り、新たな人間形成や青少年の健全な育成を促進する。野球大会だけではありません。サッカー大会も同じではないでしょうか。

小学校の運動場を借り、夜間の練習では親が工夫して照明器具を用意している次第です。学校にあまり負担をかけず、町の休耕地、あちこちあります。活用してサッカー場をつくるべきであります。

我が町から一人でも二人でも、プロの選手になることを願うものです。そのためにも環境を作ってあげるべきであります。「離島甲子園野球大会」があるように、我が町から「離島サッカー大会」を発足し、全国的に発信すべきではないでしょうか。

町長の公約で言ってるように、「生まれて良かった」、「住んで良かった」は、この中に入ります。そして、子どもたちが胸を張って言える、まちにすべきではないでしょうか。

町長の考えをお伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、石田議員の「専用のサッカー場を整備する考え」についてのご質問にお答えします。

議員ご提案のサッカー場整備についてであります。サッカーに限らず、専用の練習場、競技場といった整備されたスポーツ環境の中で、普段の練習や試合ができるということは全てのスポーツ競技において理想的であることは理解しております。

しかしながら、多種多様なスポーツ競技がある中で、本町において個々のスポーツ環境を整えていくことは困難であると考えております。

町内の状況から申し上げますと、全ての小学校と西郷中学校の運動場にサッカーゴールを備えており、これらの学校施設につきましては、放課後や休日には一般の利用者の方も含め、広く開放しております。引き続き、これらの資源を活用し、工夫しながら練習に励んでいただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○13番（ 石 田 茂 春 ）

ちょっと理解できないため再質問いたします。

ただ今、町長はスポーツ環境を整えていくことは困難であると答弁でありましたが、屋外スポーツで野球場はあるが、サッカー場は町内1箇所もございません。学校施設ではなく、町内にある広場を活用し、理想的までは言わないが環境を作ってあげる。

町長、これが自治体の務めではないでしょうか。もう一度、庁内で検討し、子どもたちに夢を与えるべきではないでしょうか。町長、どうでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

専用サッカー場を整備する考えについてでございます。先ほど来、申し上げておりますとおり、現段階で専用のサッカー場というものを作る考えはありません。野球場につきましても、各旧町村でありますけれどもそれも専用というわけじゃなくてクラブチーム、それぞれに時間を調整して、1チームで使えるものじゃない。ただ、野球場としては専用であるということです。できれば、サッカーの専用もあればいいなということは常々思っておりますが、今のところ整備するという考えではないということです。

○13番（ 石 田 茂 春 ）

しつこいようですが、私が言っとんのはね、専用のサッカー場でなくね、野球場あっちこっちありますね。例えば、固有名詞を出しては悪いんですけど、都万に野球の広場ありま

すが小学校に、あの野球場の中に芝生を植えてサッカー場をつくると、そういうことなんですよ。

専門にサッカー場を作ったら大変な費用です。そういうことができないかということなんです。それを言ってるんで、もう1回、町長答弁願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

大変失礼しました。専用じゃなくてもサッカーができる広場をとということでございます。

先ほどから言ってます、そういう考えを持ってなかったですけども、今後、方法等また検討させていただきます。

○13番（石田 茂春）

町長、今の答弁、私は非常に重く受けとめております。関係者も聞いております。ぜひ夢に向かって頑張っていただきたい。以上で終わります。

○議長（安部 大助）

以上で、石田 茂春の一般質問を終わります。

次に、6番：牧野 牧子議員

○6番（牧野 牧子）

島内で治療が困難な難病患者や、その付き添いをされる方の渡航費用や宿泊の助成について、質問いたします。

隠岐の島町内には隠岐病院を中心に診療所・へき地診療所・出張所や歯科診療所など開設されるなど、以前に比べては離島医療は近年充実してきているのだなあと個人的に感じております。

そんな中でも、隠岐病院は毎年延べ3,000人に「紹介状」を発行されていると聞いております。半数は、町内の「かかりつけ医」に行っていて、残り半数のうち定期的に検査をする場合も「紹介状」が必要であり、うち純粋に難病、または高次医療を受けなければならない疑いのある方が、まずは検査のために、精査をするために、本土での受診をされる方が600人おられるとお聞きしております。そういった方々は、何度も渡航費用をかけ受診をしていて、治療内容によっては日帰りができずに、なかには連泊しなければならないこともあります。

現在、島根大学医学部附属病院や鳥取大学医学部附属病院には患者やその家族のために、安価で泊まれる宿泊施設が敷地内に併設されていて、患者さんや付き添いされる方が安気し

て受診ができます。しかし、隠岐病院では紹介先がほぼ、松江赤十字病院や島根県立中央病院であり、緊急搬送先も同様であるため、付き添いの方は宿泊費が必要となります。その後、帰島されて隠岐病院にで経過を見られる方もおられますが、ほとんどの患者さんは本土で継続して受診をするため、交通費や宿泊費など多額の費用が必要となります。

ここで町長にお尋ねします。島内で受診できない難病患者さんや付き添いの方々等への、渡航費用や宿泊費軽減のために、助成をするお考えがないかをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の「島内で受診できない難病患者や付き添いの方への助成」についてのご質問にお答えします。

現在、本町におきましては、島外医療機関での受診に際しての助成制度はございません。しかしながら、航路・航空路の運賃については、国・県・町の助成により、通常料金の半額以下となっております。また、レインボープラザには患者等宿泊ルームが5室完備されており、1泊3,000円で付き添い家族も宿泊が可能であることから、幾分かの負担軽減につながっているのではないかと考えております。

島外医療機関での治療が必要な疾患は、難病、がんなど多岐にわたり、助成を制度化するにあたりましては、財源の確保、対象疾患の選定、医療機関との調整などが必要となります。現在のところ制度化の予定はございませんが、他の離島の状況などの情報収集を行いながら、制度化の可能性について検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（牧野 牧子）

それでは少し再質問させていただきます。

先ほど答弁の中に、レインボープラザには患者等宿泊ルームが5室完備されていると、おっしゃっておいりました。ここに関しては調べましたが、妊産婦さんが最優先であり、そのご家族である方が使用されるのが最優先であるということが調べて分かっております。実際5部屋が満室になるほど妊産婦さんが使用していただくというのが、町の本当の目標っていうか、ありがたいことだと思いますが、実際そういった方々のお話の中にも、レインボープラザというところは、そこから病院に向かうにしてもタクシー代を使ったり、出雲の方の病院に行く折にも、かなり料金が掛かることから、近くの宿泊施設などを利用しているということも、少しいろんな方からのお話を聞いております。

そして、幾分か負担軽減に繋がっているとのことでありましたけども、私は患者さんの負担は費用面ではなく、手術となれば会社を休んで有給休暇を使って検査から入院して手術を受ける。その後も、また受診のために渡航費用や宿泊費が必要となって、さらに負担が掛かっているということも考えていただきたいなと思っています。

そして私ちょっと調べましたところ、令和4年の第4回の12月の定例会でしたが、同僚議員の方が私と同じような同様の質問をされておりました。そこで町長の答弁では、「島外の医療機関への通院の際の経済的支援について、医療機関や福祉機関で相談を受け、既存の貸付制度において対応している」と、その当時はそうだったと思います。島外通院費の助成制度の創設について、実態調査を含め医療機関と制度制定に向けた検討を進めたいという町長のご答弁があったと記憶しております。

それから令和4年ですので、ほぼ3年近く時は経っておりますが、ただ今の町長の答弁の中にも、「制度の可能性について検討をしてみたい」と、そういったご答弁ではあったんですけど、この何年間の間に、助成制度の創設について実態調査はされたのか。医療機関と制度制定に向けた検討をどういった形でされたのか。そういったことも教えていただきたいと思っています。

○番外（町長 池田 高世偉）

支援策についてどういう検討され、令和4年以降どういう考えであるかということですが、検討内容については、島前3町村の状況も伺っておりますけども、なかなか制度化に至らない。そして、どの部分を対象にするかという点でも煮詰まってないという状況です。

ただ、今回お答えしましたように、また状況が違ってきている状況、物価高騰の部分もございます。改めまして、全国の離島も含めた制度に向かって検討してみたい、そのように考えての答弁をさせていただきました。

○6番（牧野 牧子）

ご答弁ありがとうございます。3町村、他の町村との協議の中で検討されている。そして離島の制度などの他の自治体の制度にも鑑みてされているということも分かりました。

しかしですね、今年、令和7年3月に作成されております、「第2次隠岐の島町総合振興計画後期基本計画」の中の「安心を支える医療体制の確保」といったタイトルの中に、本土の高次医療機関との連携強化を進め、本土搬送時の負担軽減を図るとともに、隠岐病院の機能充実を推進します。その中には、本土の医療機関を利用する際の経済的支援を強化とも載っ

ておりました。「総合振興計画」に沿った支援の考え方についてもお聞きしたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

「総合振興計画」に掲載している計画について、実際に実施していくのかと。それだけ計画しているという部分も含めて、ご質問よりご指摘も含めてだと思いますが、「総合振興計画」に掲載されてる部分、それも含めて制度化に向けて検討していきます。

○6番（ 牧 野 牧 子 ）

「第2次隠岐の島町総合振興計画」の中には、それこそ物価対応ですとか、コロナがある、そして甚大なる災害がある、そういったところを書いておりませんので、その医療のことに関して書いておられる。そこには私も理解しております。

ですが、そこはまた少し違うかも知れないんですけども、先ほどのフェリー代等の航路、航空路の運賃も、料金を半額以下としているのではないかと、そういったこともお話あったと思うんですけども、やはり島前の方でも、知夫村の役場の方でしたけども、島前以外の医療の受診に関する交通費助成、こちらの方でもフェリー代だとかの低廉化は推進されていると思うのですが、それプラスに必要だと認めた公費負担の患者さんで、治療または検査のために通院が必要な方だとか、悪性の新生物の治療、検査が必要、もしくは人工透析治療など医師から継続して通院を指示されている方なども、一律して本土については6,000円、同一年度に12回まで助成もされています。その金額とか、そういうことよりも、患者さんの気持ちに沿うというか、そういったところに、たくさん付けたからとかそういうことじゃなくて、こういうこともやってる、ああいうこともしてますよといったところで、とても患者さんというのは、自分が病気になったから、なりたくってなってるわけではなくてですね、なってしまったから、同僚に仕事場で迷惑かけてるとか、ご家族に迷惑かけてるとか、そういったちょっと不安な気持ちも持っておられる方もたくさんおられる中、ちょっとした、そういった交通費の助成であるとか、患者さんに沿った、そういった助成してもらおうとか、それがあると少し気持ちが治まるのかなと、そういった思いがありました。

答弁は求めておりませんので、そういったことで、また患者さんにもそういったお考えを持っていただけたらと思います。終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、牧野 牧子議員の一般質問を終わります。

ただ今から、16時10分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 15時55分)

○議長 (安 部 大 助)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 16時10分)

引き続き、一般質問を行います。

次に、4番：脇田 千代志議員

○4番 (脇 田 千 代 志)

通告にしたがいまして質問を行いますが、その前に池田町長におかれましては、この度「全国町村会」の副会長、並びに会長代行に就任されましたことにつきまして、町民の皆様と共にお祝いを申し上げたいと思います。誠におめでとうございます。

全国926にものぼる町村の代表のお立場に推挙選任されましたことは、町民の皆様の誉であり、ご活躍をご期待申し上げますとともに、特にご健康には留意の上、多大な成果を収められますようお願い申し上げます。その上で、激務の上にも激務となることが予想されますが、町民の皆様のためにご英断されたことと存じますので、本町の山積する課題につきましては、よりスピード感を持って対処いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、質問を行います。最初に「中出張所を廃止し、中支所の設置について」への対応について質問します。この一つのテーマについて、3つの視点からお尋ねしていきますので、ご了承をお願いしたいと思います。

中出張所を中支所にしていきたいという議員からの要望については、昨年12月9日の第4回定例会議で先輩議員によります「一般質問」において、次のように答弁されているところです。「議員仰せのとおり、地域が元気であること、そして地域に活力があることが、町が活性化するためには必要不可欠であります。このことから、地域振興事業費を創設したところではありますが、私が思い描いた結果は得られていない状況にあります。また、現在の限られた人的資源の中で、支所及び出張所の人員体制を強化することは現時点におきましては困難であると考えております。地域が元気であることは、まちづくりにおける絶対条件であります。今後におきましても、地域の活性化を目指し、支所及び出張所のあり方を含め検討を進めてまいります」と答弁されています。

そして、中出張所を中支所にしたらどうかの確認についての再質問に対しては、「中地域の

振興発展のために、中出張所、診療所を建設しましたように拠点施設が完成しました。現在、人的な配置をとということであれば、今のところは考えておりません」と、ご答弁されたところであります。

しかし先般の、今年第2回定例会において武良自治会からの要望第1号として、「中出張所を廃止し、中支所の設置について」が、議員全員賛成で「採択」されたところであります。またこの件は、3年前の令和4年6月定例議会の産業建設常任委員会に付託され、「採択すべし」となっていたものでもあります。町政をつかさどる、車の片輪である議会において結果的に二度の「採択」を経て、しかも今回は議員全員一致で議案が「採択」されたことを重く受けとめ、中支所への改編について実現していただきたいとする武良自治会の願いは当然と考えます。百も承知のことと存じますが、リーダーの資質に求められるものの中で最も大きなものは、その人の立場になって、身になって真剣に考えることができるかどうかということではないかと私は思います。中地区のおかれた歴史も踏まえて、もし自分が中地区に住んでいるとしたなら、どのような気持ちで日々の生活を送っているか、そこに身も心も置いて考えていただくことができればと思います。

質問のまとめとして、ここに至って地元から二度目の「要望書」が提出され、新たなスタートを開始できるにふさわしい地域振興の素晴らしい拠点が完成し、議会で当要望案件が全員一致で「採択」された。この機を出張所から支所へと改編する絶好のチャンスと捉えることができるか、逆に、この機を逃すとしたなら、池田町政にとって大きな禍根を残すことになってしまわないか、熟考に熟考を重ねて現時点での判断と、結論を見いだしていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の「議会全員一致で採択されたことを重く受け止めて中支所への改編を行うか」についてのご質問にお答えします。

先ほどの村上一議員のご質問に答弁させていただきましたとおり、議会における二度の要望書の「採択」につきましては、私自身重く受け止めております。

しかしながら、現行の地方自治法の解釈におきまして、単に「出張所」を「支所」に名称を変更することは適当でないとの判断から、「名称を含む組織の変更には時間を要する」ため、現状において早急に対応することは困難であると考えております。

一方、要望書に記載された、地域振興を図りたいという武良自治会の想いにつきましては、

十分理解できるものであり、私の政治方針とたがわぬものでありましたことから、「できることから順次実施していく」と回答させていただいたところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

それでは、再質問をさせていただきます。議会の「採択」を重く受けとめられているご答弁でございまして、大変安心をいたしました。しかしこの後出てきますが、中地区への「回答書」を出された経緯について、議会には何らのご報告がなかったことについては、私は違和感を覚えてしまいます。

昨年12月定例会で先輩議員の質問に対しては、一例を挙げますと、「増員の予定はない」としておきながら、6月定例会での「採択」後に、中地区への「回答書」を提出されておられます。回答の中身は来年度2名の増員計画が盛り込まれていると思います。私は資料として、「回答書の写し」を請求させていただきましたので理解できましたが、議員の多くの皆さん方は知らないのではないのでしょうか。町長も職員に対しては、報告、連絡、相談の励行を強いておられるはずですが、議会をどれほど重視しているか、また、先輩議員への答弁を翻して回答された。議会への対応について、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

中地区への回答について、議会での一般質問後に回答した部分であって、その議会の報告を怠っていたのではないかというご質問だと思いますが、今、ご指摘いただく中で、改めまして情報を共有するという点では、議会の報告が必要であったなと思っております。申し訳なく思います。そして、後にも出てきますけれども当初、配置はこのままでも事務的なもの是可以するという判断をしておりましたが、中地区の「要望書」の中で、いろいろ考える中で、まさに重く受けとめた中での判断で中出張所に2名の職員を増員するという判断で回答させていただいたところであります。議会への情報共有につきましては大変申し訳ありません。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

ご理解いただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは二番目の質問に入らせていただきます。

武良自治会の「要望書」へのご回答として、町長は、第2回定例会後の7月16日に、次のように文書で答えられています。なお時間の関係で抜粋させていただきます。まず、「中出張所を廃止し中支所にすること」につきましては、現状におきましては業務の量に差はあるも

のの業務の内容につきましては、中出張所と各支所に大きな差はなく、本庁が設置する出先機関（支所、出張所）につきましては、同等に取り扱うべき時期が来ていると考えております。しかしながら、名称を含む組織の変更は、法に基づくことはもとより人員配置につきましては本町全体の課題として整理すべき事柄でありますことから、整理までに時間を要するものと考えておりますと、答えられています。

次に「職員を増員し、中地区地域振興を充実させること」につきましては、本年度より中地区での公民館設置に向け、集落支援員を配置させていただきました。今後につきましても、公民館の設置を契機とし中地区の地域振興が図られるよう、人員の配置も含め検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、令和8年度におきましては、現時点におきまして事務職員1名、地域おこし協力隊1名の増員を検討しておりますことを申し添えますと、回答されています。

回答は、町の事情を説明しながらも、地域の実情に応えようと現時点ででき得る限りの努力を惜しまないという姿勢が表れていると感じ取れるものであると考えます。しかし、私が地区民の方々への聞き取りを行った結果と比較すると、武良自治会の要望の本旨とするところからは大きく乖離しているのではないかと思います。武良自治会の要望とするところは、他の地区と同じ扱いにしてもらいたいだけということに尽きると思われるからであります。

すなわち、他の地区の住民サービスとバランスをとるために、頭数を揃えれば足りるという考えではなく、本来の自治機能を補い、支える行政組織として、他の地区と同じ扱いにしてもらいたい。あるべき体制を根本から見直してもらいたいと捉えるものであります。

例えば、他の支所にあつて中出張所にはない業務として水道に関することがあり、また、特殊業務として消防団管理や町内放送があるとされています。業務が与えられてないので職員が少なくてよいとされていると思いますが、武良自治会の望むところは業務を与えて、職員も置いていただきたい。「無くて当然」では、行政の責任として済まされないのではということであると考えます。人員配置の整理に時間を要するということであるなら、まず出張所を支所に引き上げて、地区民の名誉を回復することが最優先されるべきであるし、支所にふさわしい業務の遂行を担保されるべきである。そのために、令和8年度に人員増の計画を表明されるということであるなら理解を得られやすいのではないかと思います。

なお、現状の中出張所の住民サービスに不足を持っている地区民は一人たりともおられず、むしろ何を頼んでも「ノー」と言わない、また頼まなくても来てくれる心のこもった対応し

てもらってるという感謝の気持ちを持ってる人が多く、額に汗して応えてくれている職員のためにも、あるべき姿に変えてもらいたいという願いが、「要望書」にも込められているとのことであります。

以上により、この問題は地区民の基本的な人格の尊厳と、アイデンティティの問題と捉え、中出張所のあるべき体制を再考していただきたいと考えるが如何でしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「地区民の基本的な人格の尊厳やアイデンティティの問題として再考できないか」についてのご質問にお答えします。

今回、武良自治会のご要望に対し、私なりに中地区の事情を理解し、地域活性化のために、今できることを回答させていただきました。

先ほどの答弁と重複いたしますが、「名称を含む組織の変更には時間を要する」ため、現状において早急に対応することは困難であると考えております。しかしながら、できることから順次実施していく所存でございます。来年度では、中出張所事務員の増員を計画しておりますので、支所で行っている業務を、中出張所でも行うことができるとともに、より実働的な組織となるよう取り組んでまいります。

また、回答書をお渡しした際に、「支所」と「出張所」で名称が違うことから、将来的に受けられる行政サービスに差が生まれるのではないかと危惧する武良自治会の不安も伺っております。これまで同様、どの地区におきましても現状の行政サービスを維持できるよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

はい、分かりました。

武良自治会の事情についても、よく承知しておられるというご回答でしたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

前問で地区民の名誉という文言を使いましたが、中地区の皆さんは、昭和35年の西郷町合併時から、平等国のつもりがまるで従属国のような屈辱の扱いを受けてきたと思っておられる方は多いと感じています。長年、幾多の切なる要望も叶えられず、虐げられてきているところを、近年になってやっと日の光を浴びられるようになったと感じておられる様子であります。その代表的なものが、この度の出張所、診療所の複合施設という最新の拠点施設が完成し、私は造っていただいたので後はその拠点にふさわしい魂を入れるだけとなったところ

と考えています。

そもそも、他の地区が支所であるのに、物理的にまた時間的に他の支所と比較して遠隔地にあるわけでもないし、極端に少ない地区民の数でもないのに、出張所として他より劣るエリアに住んでいる地区民という位置付けが、いわれなき不当な扱い。すなわち、差別や迫害と言われても過言ではないのではないかとさえ思ってしまう。各申す私も地区への聞き取り活動を行うまでは、地区民の皆様の長年の傷んだお気持ちををはかり知ることは出来なかったのが正直なところであります。他の地区の方にお話しますと、「知らなかった」「そんな馬鹿な」、「なぜそんなことが許されていたのか」、「中支所だと思っていた」、「町内どこに住んでいても、等しく同じ扱いを受けていたと思っていた」という反応が返ってきます。この町民の方々の人権感覚が正しいのか、長年の町執行部のやり方が正しかったのかは、最終的に民意によって問われることになると思いますが、その前に気づくのか、と言われてもやらないのでは、後の評価は全く違ったものになると思われます。

いずれにしても、現時点までの歴史上の事実は変えられず、また良くなっていくために伝え続けていかなければならないことであるとするなら、例えば小中学生の「ふるさと教育」の題材として、身近な町の歴史を学ぶときに、地域が町に何度も修正を要望した事柄がどうなったのか、また、なぜそうなったのか、今をそして未来を生きる子どもたちに考えてもらう機会になればと考えます。

以上のように、人道上の観点からも、他の地域と同等の扱いとなる中支所とすべきと考えられないかをお伺いします。お答え願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の「人道上の観点からも他の地域と同等の扱いをすべきと考えられないか」についてのご質問にお答えします。

私は、昭和53年に旧西郷町に入庁して以来、中地区で多くの仕事をさせていただきました。また、中地区の諸先輩方にご指導をいただいたところでもあり、個人的に中地区は思い出深い地区であります。平成16年の町村合併時には島後4か町村の合併にも携わり、中地区のおかれた状況も目の当たりにしました。その中で、私なりに中地区の様子の変り変わりを感じ取っていたつもりであります。

高齢化の進展とともに、地域の活力の低下が危惧される現状において、「今、やらねば」との思いから、二期目の選挙公約に「出張所・診療所複合施設の整備」を掲げ、取り組んでま

いりました。

また、本年度から中地区への公民館の設置に向け舵を切ったところでもあります。何処に住んでいても、同じ行政サービスが受けられることは、当然のことと考えております。しかしながら、「名称を含む組織の変更には時間を要する」と考えており、できることから順次実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

それでは、再質問という形でお願いできればと思います。

今のご答弁で、中地区においても他の地区と同じように愛情を持ってお考えになっているということがよく分かりました。今後、公民館活動を含めた地域振興の充実を図っていく、そのための準備を進めていくということであると思います。それであるなら、中支所への改編も含めて検討しているということを表明されれば、それだけで地区民の皆様、安心して毎日を過ごせることと思います。

最後にご答弁いただきました、できることから順次実施してまいりたいというお考えの中には、そのことも含めて検討してまいるということ、最後に、ご確認させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

最終的に中支所として組織名称を変更する考えはあるか、という最後のご質問だと思います。申し上げておりますように、名称変更には要件を満たす等の条件もあり、時間がかかるところであり、今ここで言えるのは、時間を要しますけど検討を重ねてということだと思っています。約束というより、そういった方向に向かって検討していくということです。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

非常に思いのこもったご答弁でございました。

中支所の地域、あるいは他の地域を考える上で、一番ベストな形を常に追求をしていくということをお願いしたいと思います。中地区の皆様の思いが少しでも通じることができれば、私の質問として正解であったかなと思っています。よろしくお願いいたします。

次の質問にまいります。

通告しておりますように、「洋上風力発電の誘致について」進捗状況を伺います。

前回の第2回定例会の一般質問で、洋上風力発電の誘致について事業を推進するのは法的には自治体であると指摘させていただきましたが、その後の進捗状況を伺うものであります。

ちなみに、町議会では水産業と洋上風力発電に造詣の深い農林水産省の職員の方を講師に招き議員の「勉強会」を開催したり、地域住民による学識経験者や発電事業者を招いた公開の「勉強会」が8月上旬に開かれたところであります。今後地域における誘致への説明会が精力的に計画され、また小中学校での環境学習やふるさと教育へのアプローチも検討されているところです。

町長におかれては、誘致のメリット、デメリットについてさらに深く検証をされていることと存じます。検証は、誘致による税収、地域振興、エネルギー、水産業等への影響について各専門担当課の検討や先進自治体への問合せ等、様々な調査検討がなされていると思われますが、現時点においてはどのような状況であるのかを教えてくださいますようお願いいたします。また併せて、今後の見通しについてお聞かせ願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の「洋上風力発電の誘致に関する現時点での進捗状況」についてのご質問にお答えします。

議員からご紹介のありました、洋上風力発電に関する情報収集や学習の機会が地域で進められ、町民の皆様の理解を深める取組が行われていることは、将来のまちづくりにおける可能性を広げるうえで、大変意義のあることと受け止めております。

しかしながら、本町といたしましては、洋上風力発電の誘致につきましては、現時点では、特に漁業関係者の皆様をはじめとする地域の関係者の間で、十分な合意形成が図られていない状況にありますことから、慎重に対応する必要があると認識しております。

このような背景から、現在、町が主体となって誘致を進める段階には至っておらず、ご質問のありました地域振興への影響、及び水産業や環境への影響につきましても、一定の情報収集や調査にとどまっているところであります。

今後におきましては、発電事業者が主体となって、地域内での意見交換や理解促進の場が更に重ねられ、多様な立場の皆様のご意見が丁寧に反映されていくことが何よりも重要であると考えております。そのうえで、本町としての方向性を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（脇田 千代志）

ご答弁の後半のところで、発電事業者が主体となって、地域内での意見交換や理解、促進の場が重ねられるという内容がございました。確かに、3万kw未満の小規模の発電規模であ

りますと、法の中でこういった扱いになっているっていうのはありますけども、現在進められようとしている、本町における洋上風力発電の規模は100万kw或いは200万kwの原発のですね、何基分にも相当するような規模の潜在力があるという風にされています。ただ、詳しくは調査されておりませんので、その調査は国が行われますので、その調査を待つて国が判断し、募集をかけて洋上風力発電事業が始まるということになるかと思います。

前回の一番最後のところで、資源エネルギー庁と国土交通省のフロー図をお示しましたように、そういった大規模な洋上風力発電事業の場合は、セントラル方式といって国が中心になって進める形になることを説明したつもりでございます。あくまで事業所が採算がとれなければ、こういった事業も取り組まないわけですし、規模というのは久見沖で発電をして、その電力が本土に送られてクリーンエネルギーとして供給される、そういった規模でなければ成立しない話でございますので、そのセントラル方式で、国の方に情報提供して、この町のこんなところに条件に沿うようないい場所がありますという情報提供して、あとは国にお任せして国、県、隠岐の島町と一体となって進行していくという流れになっていると説明をさせていただきました。

それで、そのことについては十分にご理解いただけてると思いましたが、やはりこの議会での1回だけのご説明でしたので、今後、町長も申しておられましたように、各地域でこの「説明会」が開かれますので、その説明会に、隠岐の島町も再エネ事業の推進を掲げておられますので、町の職員を派遣していただく。その場で十分に納得するまで質問とか、それからそういったことをぶつけていただく、そういった場になってお互いに勉強していく機会になればいいなと思います。

質問の確認ですけども、今後、各地区における「説明会」に担当の職員を派遣していただくお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

今後、各地域で開催される「説明会」に職員を派遣するかという点でございますが、今のところ、職員を派遣するという考えはございません。担当でなく、個人として参加する部分については、それは我々がどう言えるものではありませんので、町として派遣する考えはございません。

○4番（脇田 千代志）

職員として派遣するではなく、個人として行きたい場合は行けという、ご答弁でしたけど

も、ちょっと意味が私は分かりかねます。

今、この隠岐の島町の経済振興や再エネの方針や、そういったことで、この洋上風力発電の誘致が進められようとしていて、島民、町民の皆様が各地区において「説明会」での説明を聞く、そういったシチュエーションの中で、町の職員が、しかも再エネをこれからどんどん推進していこうという町の方針に沿って、これから活動される、また活動されている立場の職員の方が、それはもちろん参加者として、最初から主催者や共催者という立場ではなくて町の職員として、その勉強の機会として洋上風力発電について、これは一方的な説明になるかもしれないけども勉強していこうと、分からないことについては質問をどんどんぶつけていただく。あるいは異議があれば、それは町民にすべき説明ではないという風なことも言っていたくこともできるかもしれない。

そういった意味での派遣という、重ねて申しますけども主催や共催という立場ではなくて、町の職員として、勉強の場として出席されるような派遣ということに、私の中では考えておりますが、そういったことが可能かどうか再度、ご返答をお願いできればと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

再度、そういった「説明会」に町として職員を派遣することが如何かということですが、この洋上発電におきましては、今まで5度の「一般質問」に答えておりますように、町としての見解は周知させていただいております。

本洋上発電におきましては、住民のコンセンサスが得られた場合に町として、という風に言っております。また、そもそも論で言いますと、この洋上発電のスタート、事業者さんから最初にお出掛けをいただき、事業者の方で皆さんのコンセンサスが得られた場合に「町としての協力をお願いする」という申し出に対して、その節には、町としての住民のコンセンサスが得られた場合は、ご協力いたしますというところからスタートして、そういった点もご理解いただきたい。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

町長が言われることは分かります。

発電事業者が、もう本町に来て3年目になるんですね。その間、どんどん法律も変わったり、環境もご承知のように変わってきている状況にあります。またこれから先も変わっていくことだと思います。

ですけども、町に対するメリットの部分を十分承知しておられると申されますので、改め

てここでは申しませんが、その町に対するメリットもある。さらに、再エネをこれから
どんどん町としては進めていかなくてはならない。それで職員にいろんな研修の場に出てい
ただいたりされてると思いますけども、この町の、この愛する町民の皆様が、このことにつ
いて勉強をしていこう、あるいは「賛同書」に署名していこうとまでされてます。

今もうすでに、五箇の区長会の方で動かれて六百数十人分の「賛同書」が集まっている状
態です。これから、中村とか布施、都万、それからどんどん地区の「説明会」をされる緑の
コンビナート推進協議会ですけども、されるという風に聞いております。

そういった中での、町としての役割、それは主体的にというよりも、まずそのことをよく
調べていただく、把握していただくっていうことがスタートではないのかなと思っています。

今までの経緯もいろいろあったことによって、さらに慎重になっておられるという空気は
感じますけども、やはり町民の皆様のためを思って今、町がやるべきことは何かということ
を考えていただきたい。

再度の、ご答弁をお願いしても、おそらく答えは同じかと思いますので、最後にですね、
ひとつだけお願いをしておきたいと思います。

これから、町長言われますように、町民のコンセンサスを得るために、今各地区を回って
1回、おそらく多くて20人、30人の方を相手に説明をして、ご理解いただいたら署名をいた
だくという風な活動をされるんじゃないかと思います。それで、年度内に5,000名程度ので
すね、署名をいただいて、町長の方にこれで「コンセンサス得られましたでしょうか」って
いう形でいくんじゃないかと思います。

で、私が申し上げたいのは多数対少数の構図になって分断が起きるのが一番怖いことだと思
っています。どんどん理解をコンセンサスを得られる人が増えていく割合に、逆に利害関
係の方、反対をされてる方は、だんだんと割合としては少なくなってしまう。これを無理
やり進められてしまうと、絶対にうまくいかないという事例もあろうかと思っています。その
反対者の方にはですね、町としても寄り添っていただいて、説明を尽くしていただく、そう
いった形で進めていただきたいなと思っております。そのようにお願いしまして、私の質問
を終わります。

○議長（安部大助）

以上で、脇田 千代志議員の一般質問を終わります。

ここで、皆様にお諮りいたします。

本日の一般質問は残り1名となっておりますが、会議時間内に終了することができないと思われるため、1番：松山 貢議員の「一般質問」は、明日18日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。

これに、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

したがって、本日はこれにて延会いたします。

(延 会 宣 告 16時53分)

以 下 余 白